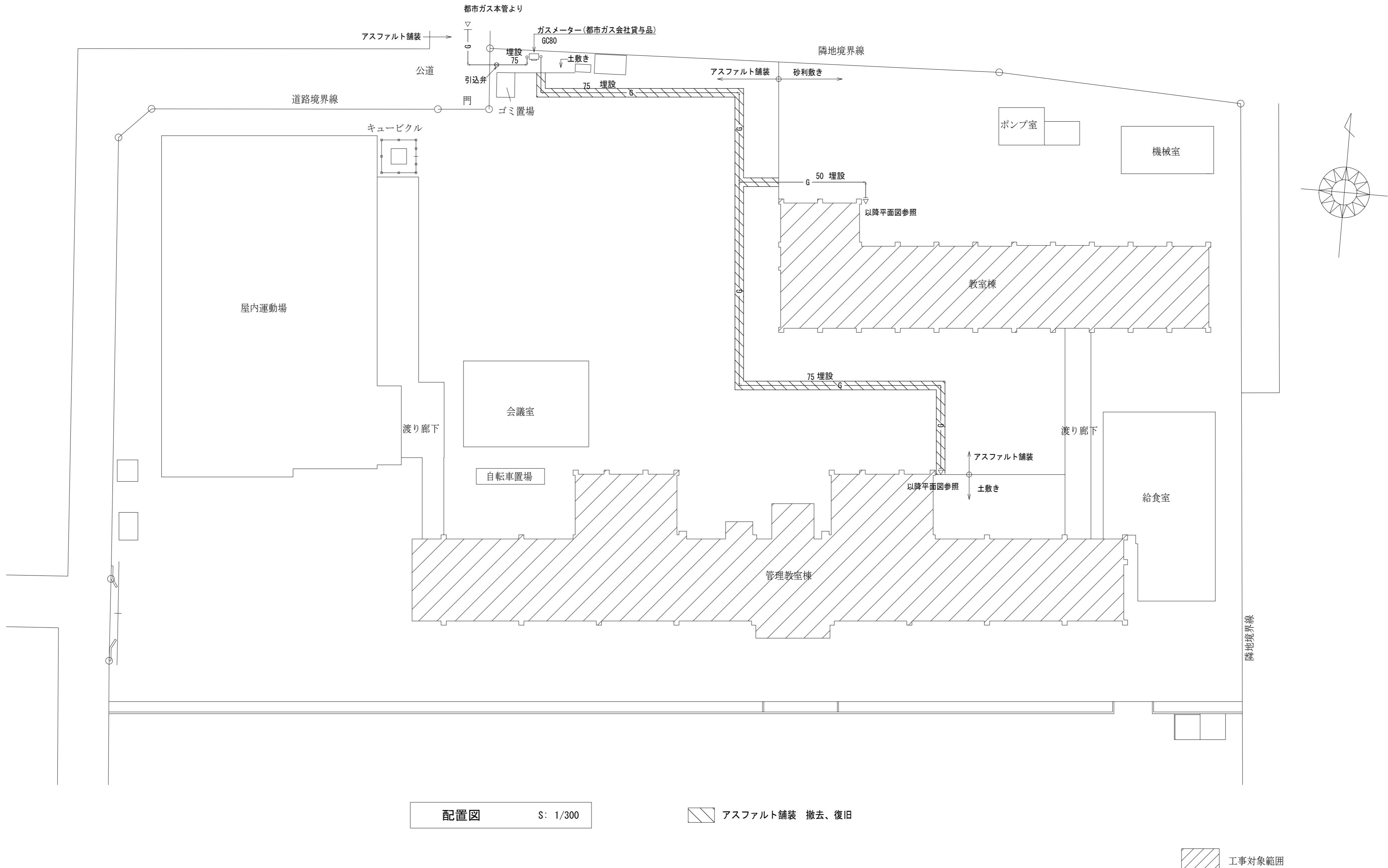


津市立立成小学校普通教室空調設備設置工事

図面リスト

機械設備工事				電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M—1	特記仕様書1	M—15	3階平面図・仮設計画図	E—1	電気設備 特記仕様書1
M—2	特記仕様書2	M—16	断面詳細図(管理教室棟)	E—2	電気設備 特記仕様書2
M—3	空調設備 配置図	M—17	断面詳細図・建具表(教室棟)	E—3	電気設備 特記仕様書3
M—4	空調機器表・参考要領図	M—18	1階天井図	E—4	配置図
M—5	空調設備 1階平面図	M—19	2階天井図	E—5	動力制御盤表
M—6	空調設備 2階平面図	M—20	3階天井図	E—6	空調電源設備 1階平面図
M—7	空調設備 3階平面図	M—21	外構図1	E—7	空調電源設備 2階平面図
M—8	断面詳細図(管理教室棟・教室棟)	M—22	外構図2	E—8	空調電源設備 3階平面図
M—9	屋外機廻り外構図(管理教室棟)				
M—10	屋外機廻り外構図(教室棟)				
M—11	自動制御設備 1階平面図				
M—12	配置図・付近見取図				
M—13	1階平面図・仮設計画図				
M—14	2階平面図・仮設計画図				

機械設備工事特記仕様書									
1 工事名称	津市立立成小学校普通教室空調設備設置工事	(11) 発生料の処理等	□ 建築工事に準じる	(23) その他	□ 使用機械	9 (1) 配管材料	部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。		
2 工事場所	津市 久居野村町 地内	1) 引渡しを要するもの ()	□ 一般以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。	1) 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。	□ 水道用硬質塩化ビニルラミング鋼管 JWWA K116				
3 建築概要	消産令の適用 7項	2) 特別管理産業機器物 ()	□ 特別管理産業機器物 ()	2) フランジ付硬質塩化ビニルラミング鋼管 WSP 011					
4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官府営施設監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準仕様書（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものと適用する。	3) 現場内において再利用を図るもの □ 発生土 □ その他 ()	3) 测定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に充てし使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に 提示すること。	3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者 が行うこと。	□ 水道用硬質ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中: PE)				
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員 指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、 図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計箇所とおりに施工することで将来 不具合が発生する恐れがある場合には、その都度、監督員と協議すること。なお設計 図面とおり施工であっても不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては必ず当該工事関係者間において協議し、円滑な工事連携に努 めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示 により直し施工を行うこと。	4) 再資源化を図るもの (□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材)	5) 発注者へ引き渡しの際には「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図る ものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。	4) 繋ぎ手はコア内蔵型とする。					
6	6 工事種目	給排水衛生設備工事	□ 屋外給水設備工事	□ 屋内給水設備工事	□ 屋外排水設備工事	9 (1) 配管材料	部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。		
7	7 工事概要	給排水衛生設備工事	□ 屋内排水設備工事	□ 衛生器具設備工事	□ 屋内消防栓設備工事	□ 水管	□ 水道用硬質塩化ビニルラミング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VB 地中 : SGP-VD)		
8	8 総合調整	(1) 施工可能日	■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり	□ 指定なし	□ 屋内ガス設備工事	□ フランジ接合(工場加工)とする。			
9	9 (1) 配管材料	2) 施工可能時間帯	■ 指定なし	□ 指定あり (時 ~ 時)	□ その他	□ 水道用硬質ポリエチレン管 JWWA G 115			
10	10 (1) 配管材料	(4) 構成工期	3) 構成工期	4) 構成工期	□ 空調設備工事	□ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448			
11	11 (1) 配管材料	5) 構成工期	6) 構成工期	7) 構成工期	■ 機器設備工事	※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち 上げた所までとする。			
12	12 (1) 配管材料	8) 構成工期	9) 構成工期	10) 構成工期	■ 配管設備工事	□ 離水管			
13	13 (1) 配管材料	11) 構成工期	12) 構成工期	13) 構成工期	■ 换気設備工事	□ 配管用軟素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白)			
14	14 (1) 配管材料	14) 構成工期	15) 構成工期	16) 構成工期	■ 空調設備工事	※ 繋ぎ手はドレネージ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用			
15	15 (1) 配管材料	17) 構成工期	18) 構成工期	19) 構成工期	■ 空調設備工事	□ 土間一般： 硬質ボリポリビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)			
16	16 (1) 配管材料	20) 構成工期	21) 構成工期	22) 構成工期	■ 空調設備工事	□ 土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)			
17	17 (1) 配管材料	23) 構成工期	24) 構成工期	25) 構成工期	■ 空調設備工事	※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。			
18	18 (1) 配管材料	26) 構成工期	27) 構成工期	28) 構成工期	■ 空調設備工事	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
19	19 (1) 配管材料	29) 構成工期	30) 構成工期	31) 構成工期	■ 空調設備工事	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
20	20 (1) 配管材料	32) 構成工期	33) 構成工期	34) 構成工期	■ 通気管	□ 通気管			
21	21 (1) 配管材料	35) 構成工期	36) 構成工期	37) 構成工期	■ 污水管	□ 配管用軟素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白)			
22	22 (1) 配管材料	38) 構成工期	39) 構成工期	40) 構成工期	■ 銀管	※ 繋ぎ手はドレネージ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用			
23	23 (1) 配管材料	41) 構成工期	42) 構成工期	43) 構成工期	■ 給湯管	□ 土間一般： 硬質ボリポリビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)			
24	24 (1) 配管材料	44) 構成工期	45) 構成工期	46) 構成工期	■ 銀管	□ 土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)			
25	25 (1) 配管材料	47) 構成工期	48) 構成工期	49) 構成工期	■ 水管	※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。			
26	26 (1) 配管材料	50) 構成工期	51) 構成工期	52) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
27	27 (1) 配管材料	53) 構成工期	54) 構成工期	55) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
28	28 (1) 配管材料	56) 構成工期	57) 構成工期	58) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
29	29 (1) 配管材料	59) 構成工期	60) 構成工期	61) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
30	30 (1) 配管材料	62) 構成工期	63) 構成工期	64) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
31	31 (1) 配管材料	65) 構成工期	66) 構成工期	67) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
32	32 (1) 配管材料	68) 構成工期	69) 構成工期	70) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
33	33 (1) 配管材料	71) 構成工期	72) 構成工期	73) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
34	34 (1) 配管材料	74) 構成工期	75) 構成工期	76) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
35	35 (1) 配管材料	77) 構成工期	78) 構成工期	79) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
36	36 (1) 配管材料	80) 構成工期	81) 構成工期	82) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
37	37 (1) 配管材料	83) 構成工期	84) 構成工期	85) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
38	38 (1) 配管材料	86) 構成工期	87) 構成工期	88) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
39	39 (1) 配管材料	89) 構成工期	90) 構成工期	91) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
40	40 (1) 配管材料	92) 構成工期	93) 構成工期	94) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
41	41 (1) 配管材料	95) 構成工期	96) 構成工期	97) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
42	42 (1) 配管材料	98) 構成工期	99) 構成工期	100) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
43	43 (1) 配管材料	101) 構成工期	102) 構成工期	103) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
44	44 (1) 配管材料	104) 構成工期	105) 構成工期	106) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
45	45 (1) 配管材料	107) 構成工期	108) 構成工期	109) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
46	46 (1) 配管材料	110) 構成工期	111) 構成工期	112) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
47	47 (1) 配管材料	113) 構成工期	114) 構成工期	115) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
48	48 (1) 配管材料	116) 構成工期	117) 構成工期	118) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
49	49 (1) 配管材料	119) 構成工期	120) 構成工期	121) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
50	50 (1) 配管材料	122) 構成工期	123) 構成工期	124) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
51	51 (1) 配管材料	125) 構成工期	126) 構成工期	127) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
52	52 (1) 配管材料	128) 構成工期	129) 構成工期	130) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
53	53 (1) 配管材料	131) 構成工期	132) 構成工期	133) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
54	54 (1) 配管材料	134) 構成工期	135) 構成工期	136) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管VP')規格品			
55	55 (1) 配管材料	137) 構成工期	138) 構成工期	139) 構成工期	■ 水管	に纏維モルタルで被覆したものを国土交通大臣認定のもの。			
56	56 (1) 配管材料	140) 構成工期	141) 構成工期	142) 構成工期	■ 水管	□ 排水管： 通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 ('リサイクル硬質ポリ			

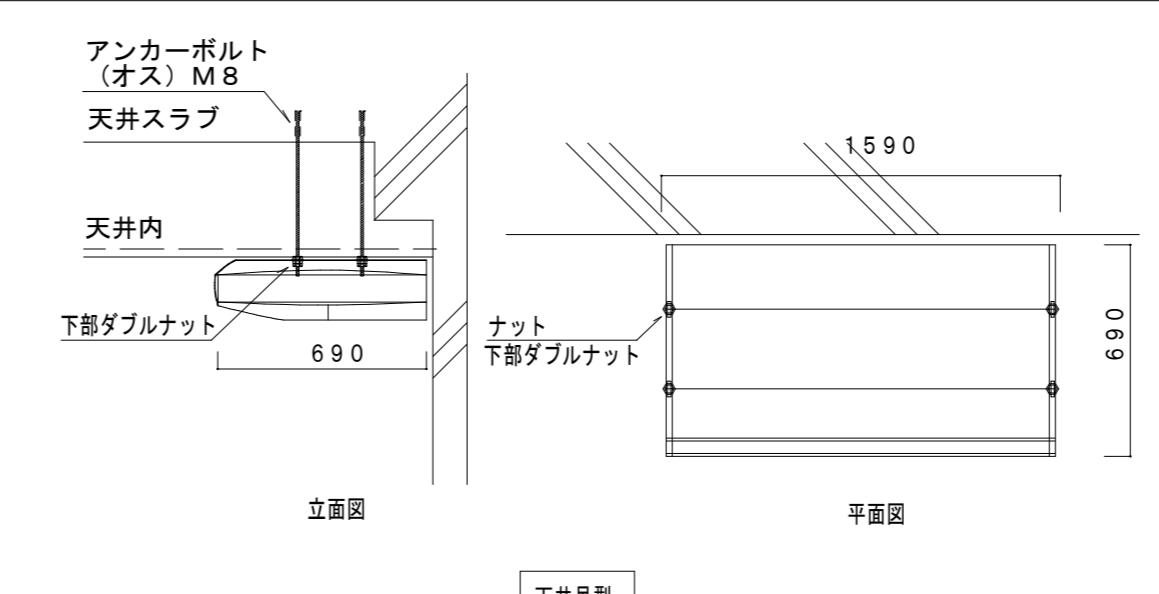


空調機器表

記号	機器名	機器仕様	電源容量			台数	設置場所	備考
			φ	V	エンジン kW			
GHP 1	ガスヒートポンプ式	形式 都市ガス13A仕様 屋外機	3	200	15.7+15.7	1組	管理教室棟 屋外	臭気触媒付
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 7.1.0+7.1.0 kW	消費	冷房	1.57+1.57			
		暖房能力 8.0.0+8.0.0 kW	電力	暖房	0.88+0.88			
		付属品 SUS304製吹出方向変更フード						
GHP 1-1	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.04(FAN)	2	特別支援教室	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 8.0 kW	消費	冷房	0.042		ひまわり1	
		暖房能力 9.0 kW	電力	暖房	0.042		ひまわり5	
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 1-2	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.04(FAN)	1	特別支援教室	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 9.0 kW	消費	冷房	0.047		ひまわり3	
		暖房能力 10.0 kW	電力	暖房	0.047			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 1-3	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.08(FAN)	6	普通教室 4-3	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 16.0 kW	消費	冷房	0.103		普通教室 1-1-2 1-3	
		暖房能力 18.0 kW	電力	暖房	0.103		4-1-5-3	
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 2	ガスヒートポンプ式	形式 都市ガス13A仕様 屋外機	3	200	12.4+12.4	1組	管理教室棟 屋外	臭気触媒付
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 5.6.0+5.6.0 kW	消費	冷房	1.24+1.24			
		暖房能力 6.3.0+6.3.0 kW	電力	暖房	0.74+0.74			
		付属品 SUS304製吹出方向変更フード						
GHP 2-1	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.04(FAN)	1	特別支援教室	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 9.0 kW	消費	冷房	0.047		ひまわり6	
		暖房能力 10.0 kW	電力	暖房	0.047			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 2-2	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.08(FAN)	5	普通教室 6-1 6-2 6-3	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 16.0 kW	消費	冷房	0.103		普通教室 5-1 5-2	
		暖房能力 18.0 kW	電力	暖房	0.103			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 3	ガスヒートポンプ式	形式 都市ガス13A仕様 屋外機	3	200	10.0+10.0	1組	教室棟 屋外	臭気触媒付
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 4.5.0+4.5.0 kW	消費	冷房	1.16+1.16			
		暖房能力 5.0.0+5.0.0 kW	電力	暖房	0.55+0.55			
		付属品 SUS304製吹出方向変更フード						
GHP 3-1	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.04(FAN)	2	特別支援教室	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 8.0 kW	消費	冷房	0.042		ひまわり2	
		暖房能力 9.0 kW	電力	暖房	0.042		ひまわり4	
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 3-2	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.08(FAN)	4	普通教室 4-2	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 16.0 kW	消費	冷房	0.103		普通教室 2-1 2-2 2-3	
		暖房能力 18.0 kW	電力	暖房	0.103			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						

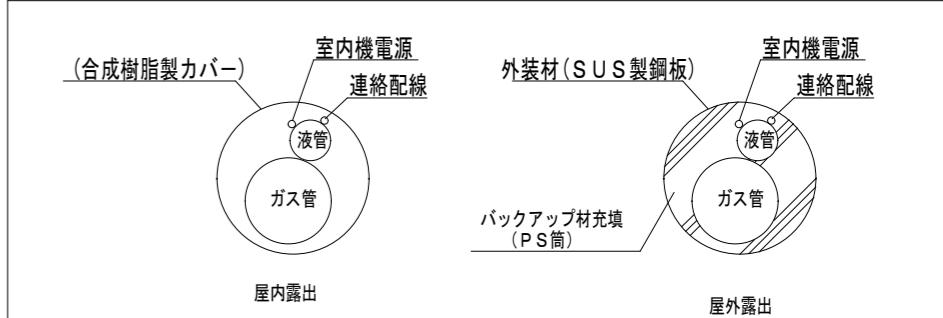
記号	機器名	機器仕様	電源容量			台数	設置場所	備考
			φ	V	エンジン kW			
GHP 4	ガスヒートポンプ式	形式 都市ガス13A仕様 屋外機	3	200	10.0+12.4	1組	教室棟 屋外	臭気触媒付
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 4.5.0+5.6.0 kW	消費	冷房	1.16+1.24			
		暖房能力 5.0.0+6.3.0 kW	電力	暖房	0.55+0.74			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 4-1	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.08(FAN)	2	普通教室 2-4	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 14.0 kW	消費	冷房	0.084			
		暖房能力 16.0 kW	電力	暖房	0.084			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
GHP 4-2	ガスヒートポンプ式	形式 屋内機 天井吊形	1	200	0.08(FAN)	3	普通教室 3-1 3-2 3-3	
	ビル用マルチエアコン	冷房能力 16.0 kW	消費	冷房	0.103			
		暖房能力 18.0 kW	電力	暖房	0.103			
		付属品 ワイヤレスリモコン、ロングライフフィルター						
集中管理リモコン	カラー液晶タッチパネル方式		1	100		1	職員室	
	遠隔運転/停止、運転モード切替、温度設定、リモコン手元操作禁止							
	リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す。							
	室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。アンカーはケミカルアンカー仕様。							
遠隔監視アダプター	機器は同等品以上とする。室外機は防振ゴムシート(t=10以上)を敷くこと。							
	機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。							

室内機取付詳細図

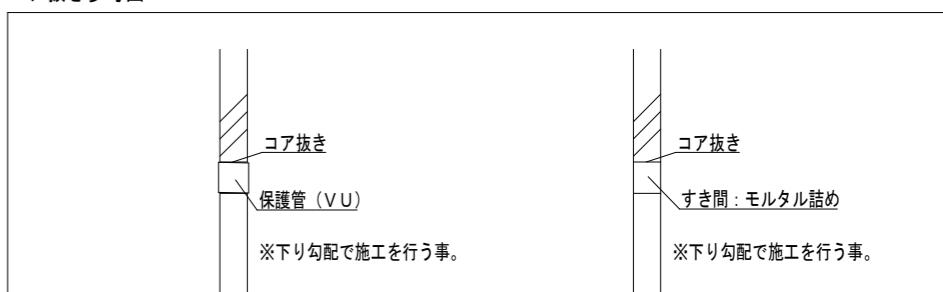


※天井ボードと室内機・壁と室内機の間には可能な限り隙間が空かないよう設置すること

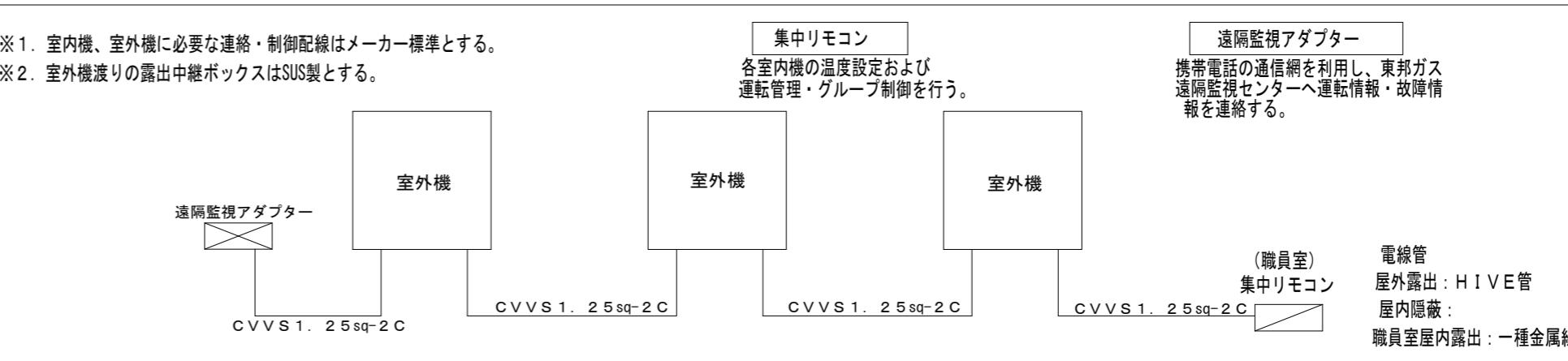
冷媒管保温要領

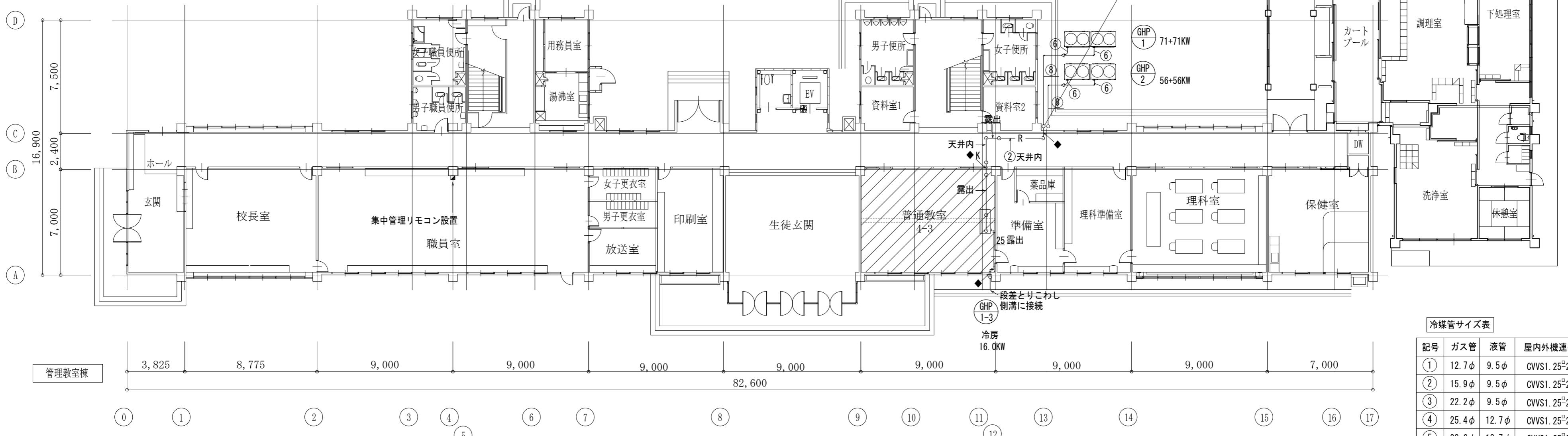
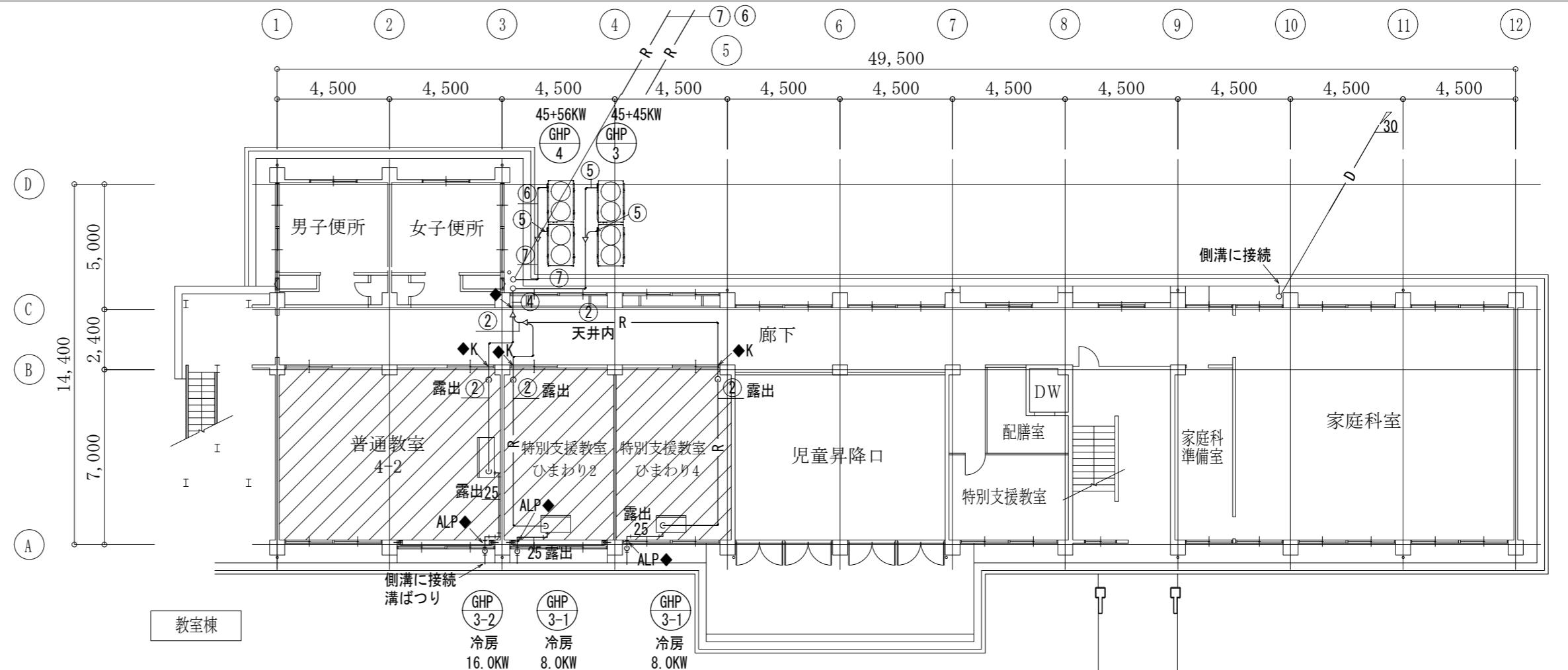
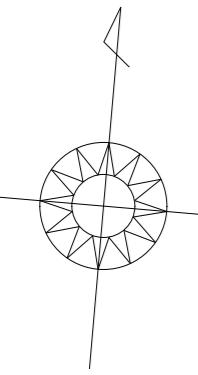


コア抜き参考図



集中リモコン・遠隔監視アダプター配線参考図





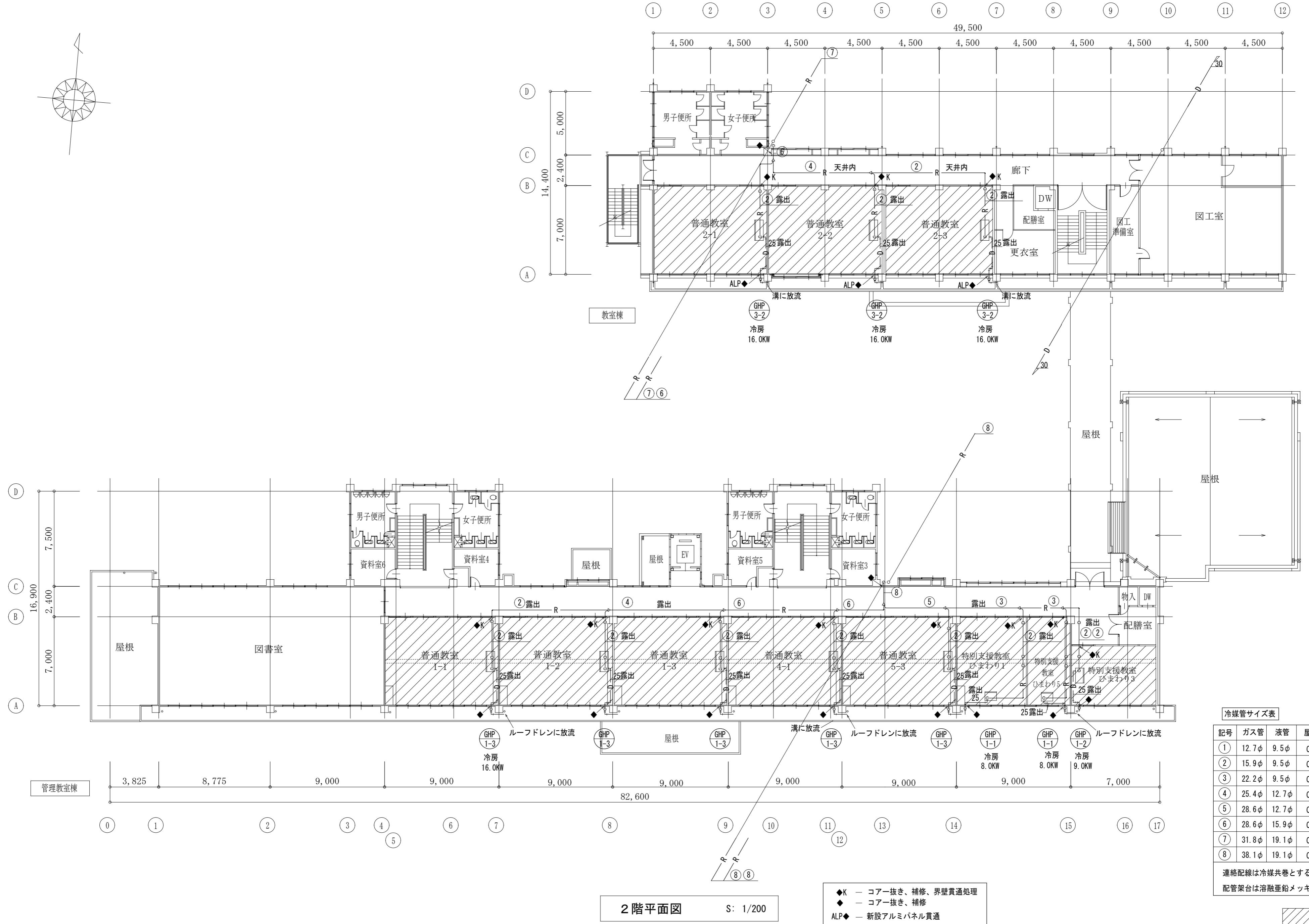
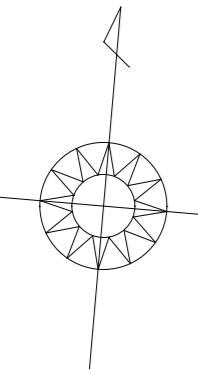
1階平面図 S: 1/200

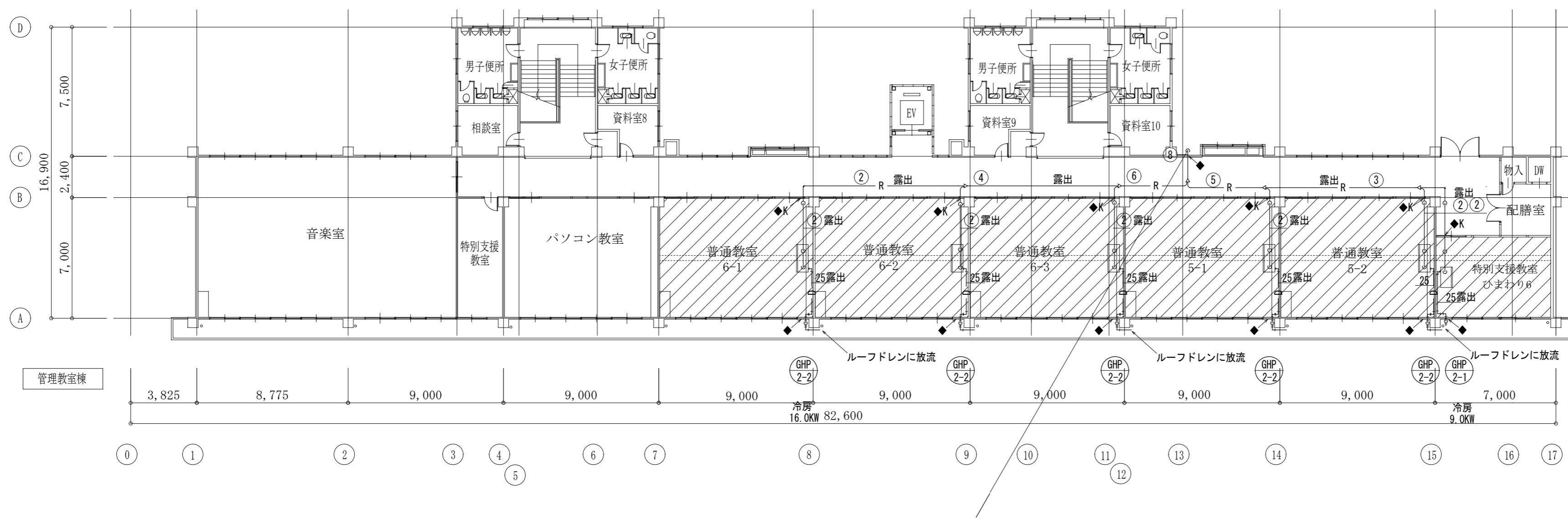
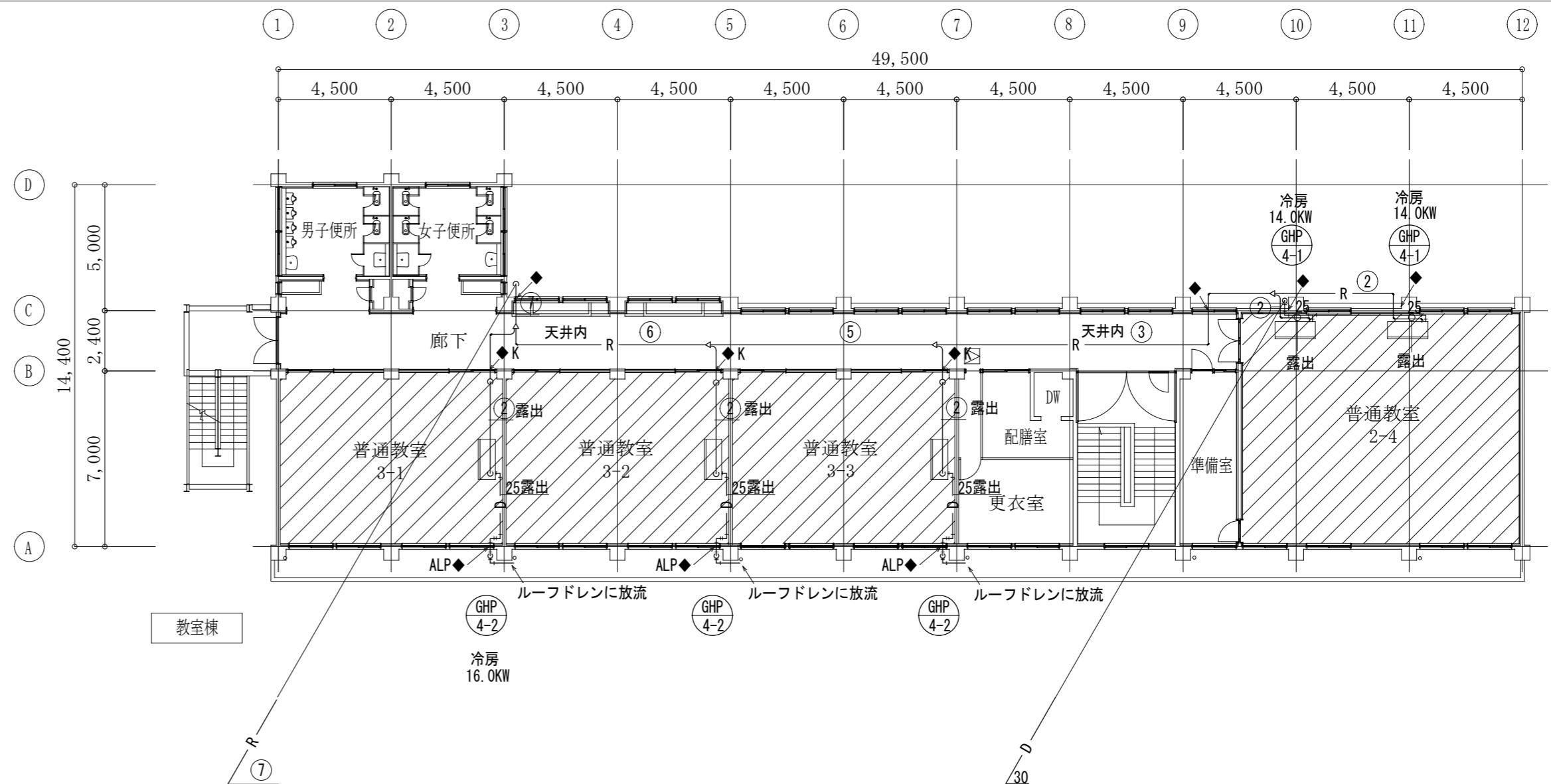
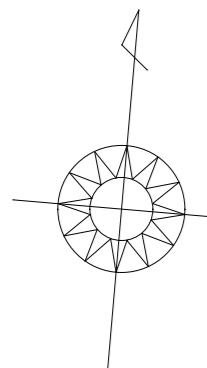
◆K — コアーバッキン、補修、界壁貫通処理
◆ — コアーバッキン、補修
ALP◆ — 新設アルミバネル貫通

工事対象範囲

冷媒管サイズ表			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	12.7φ	9.5φ	CVVS1.25 ² C
②	15.9φ	9.5φ	CVVS1.25 ² C
③	22.2φ	9.5φ	CVVS1.25 ² C
④	25.4φ	12.7φ	CVVS1.25 ² C
⑤	28.6φ	12.7φ	CVVS1.25 ² C
⑥	28.6φ	15.9φ	CVVS1.25 ² C
⑦	31.8φ	19.1φ	CVVS1.25 ² C
⑧	38.1φ	19.1φ	CVVS1.25 ² C

連絡配線は冷媒共巻とする
配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする





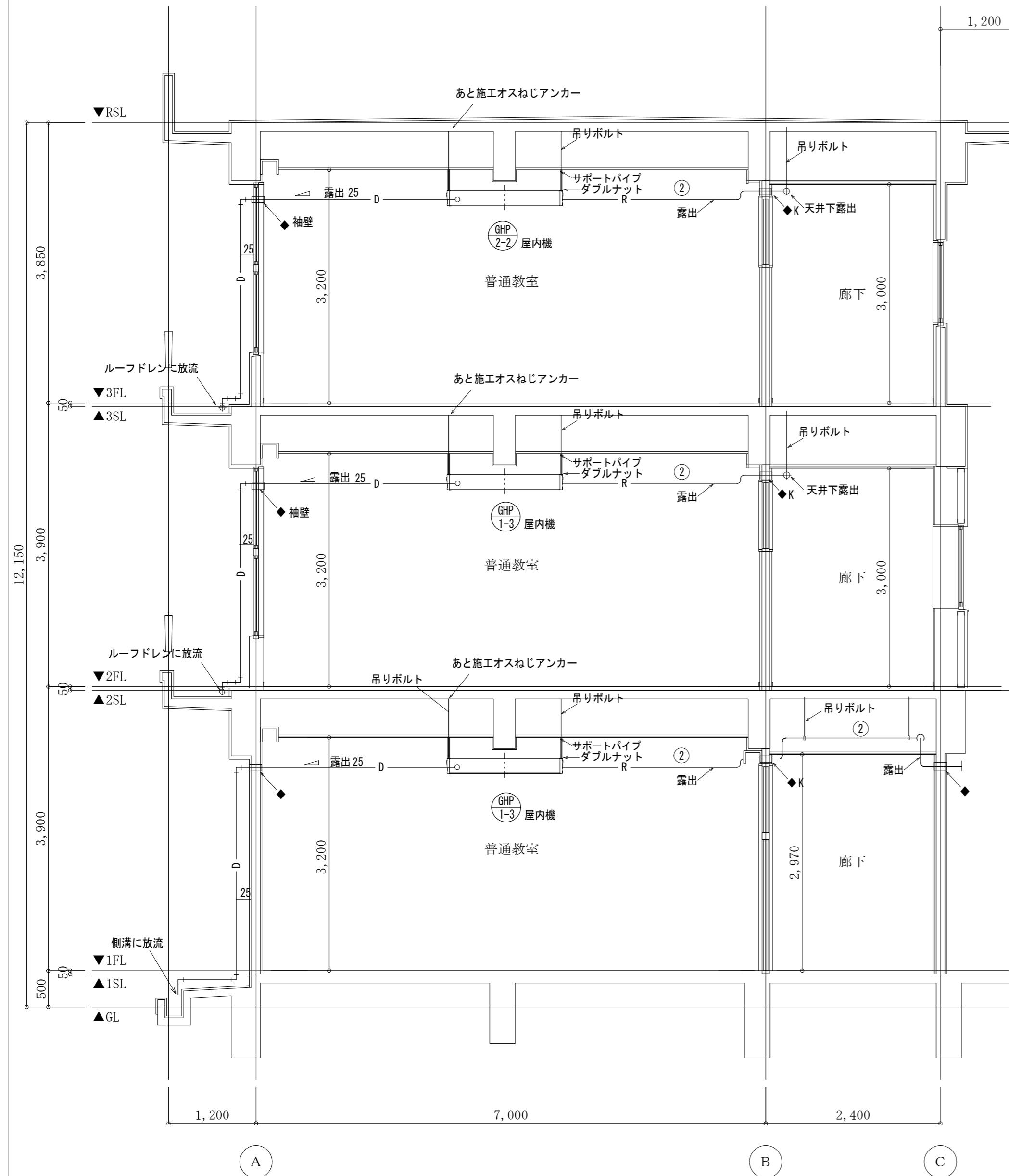
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	12.7φ	9.5φ	CVVS1.25 ^b -2C
②	15.9φ	9.5φ	CVVS1.25 ^b -2C
③	22.2φ	9.5φ	CVVS1.25 ^b -2C
④	25.4φ	12.7φ	CVVS1.25 ^b -2C
⑤	28.6φ	12.7φ	CVVS1.25 ^b -2C
⑥	28.6φ	15.9φ	CVVS1.25 ^b -2C
⑦	31.8φ	19.1φ	CVVS1.25 ^b -2C
⑧	38.1φ	19.1φ	CVVS1.25 ^b -2C

連絡配線は冷媒共巻とする
配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする

3階平面図 S: 1/200

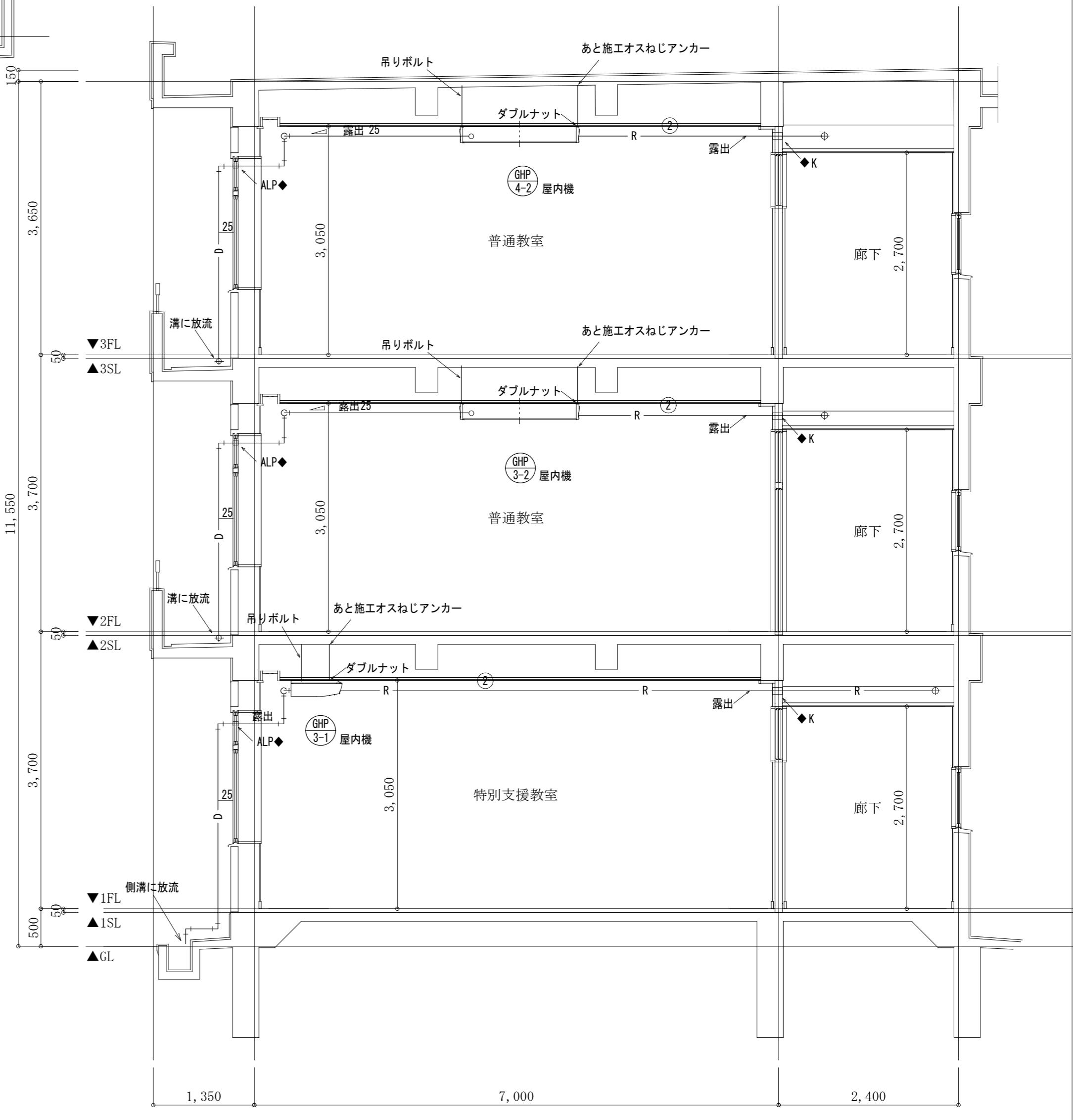
◆K — コアー抜き、補修、界壁貫通処理
◆ — コアー抜き、補修
ALP◆ — 新設アルミパネル貫通

工事対象範囲

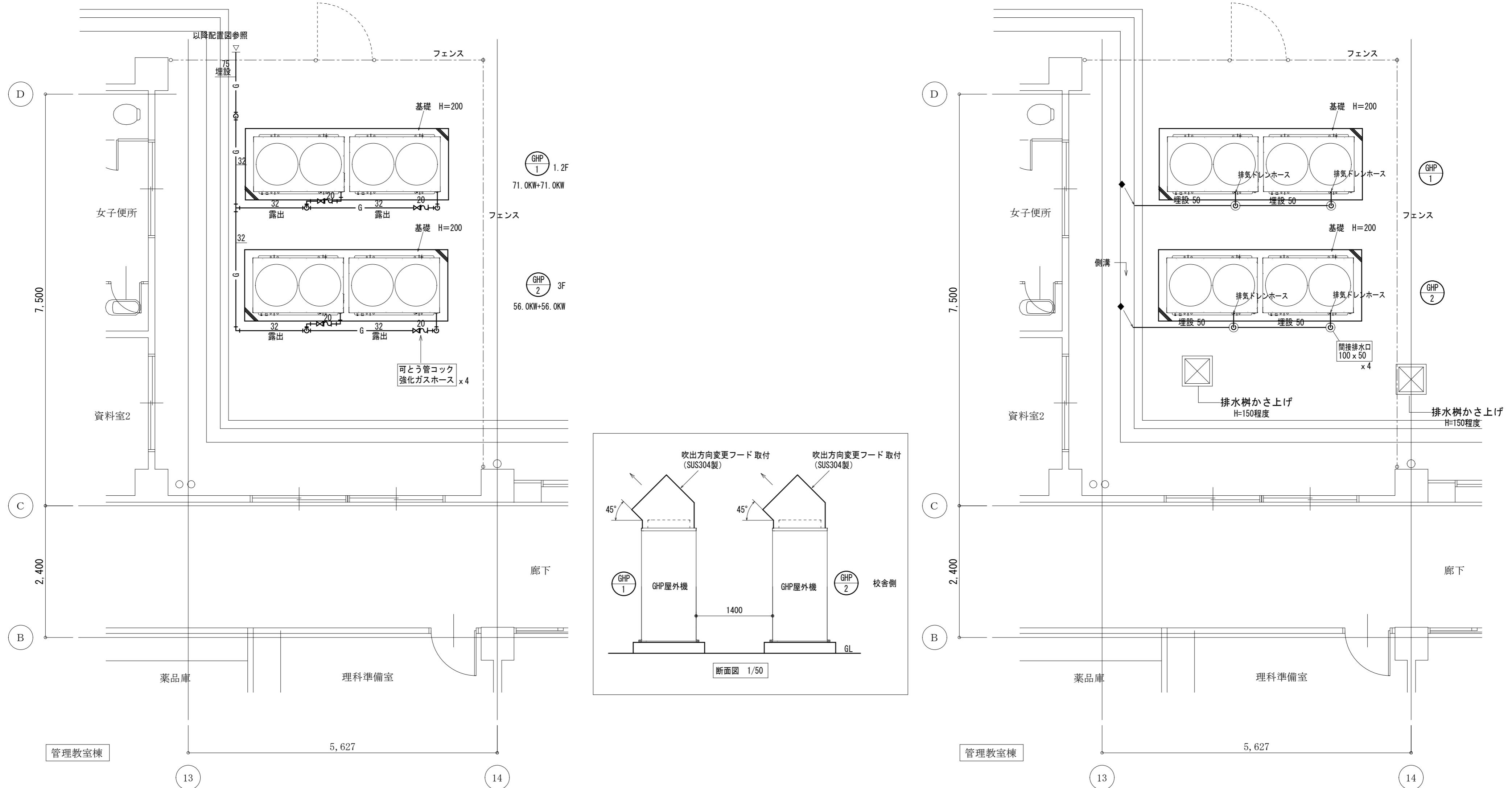


管理教室棟 断面詳細図 S: 1/50

- ◆K — コアー抜き、補修、界壁貫通処理
- ◆ — コアー抜き、補修
- ALP◆ — 新設アルミパネル貫通



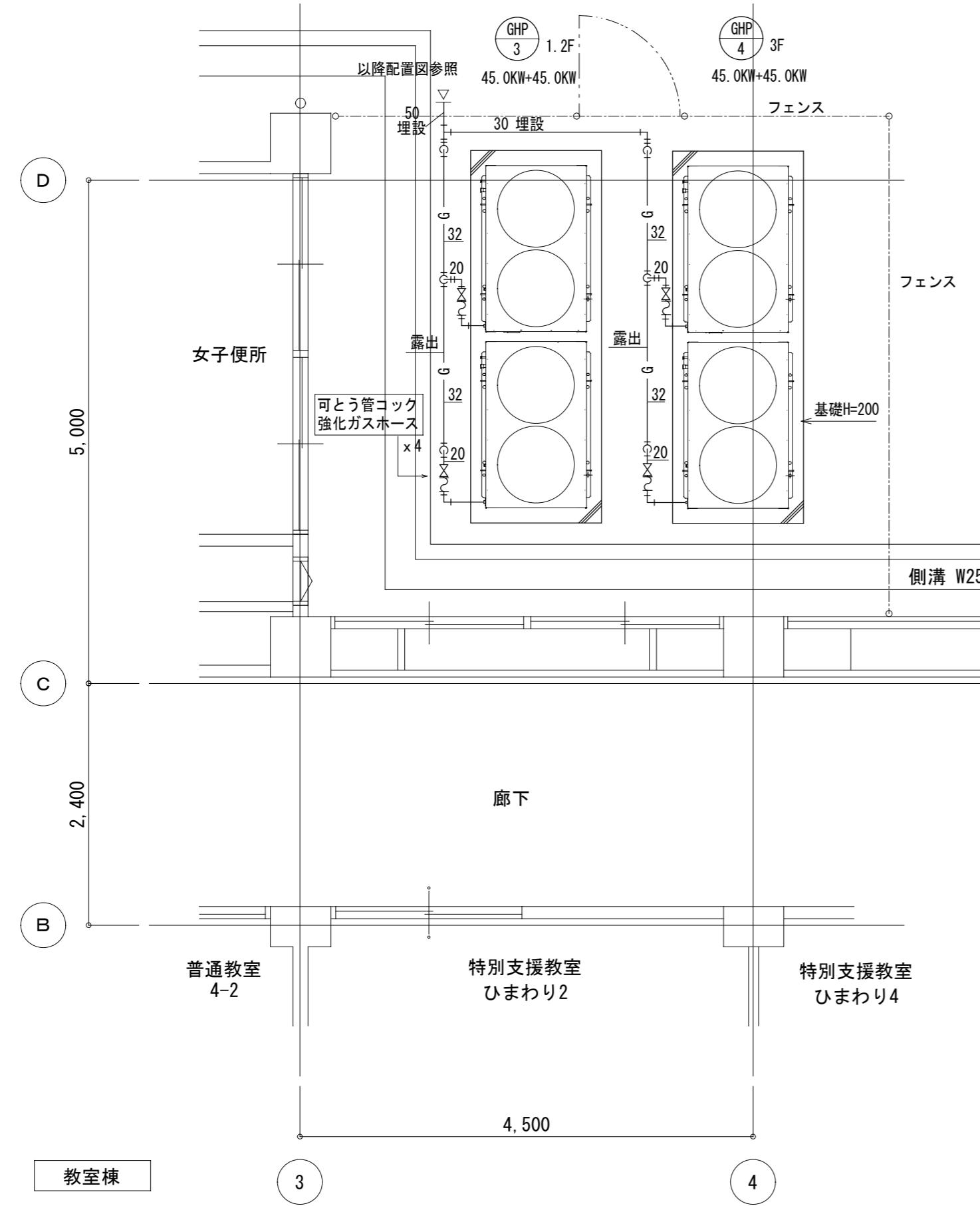
教室棟 断面詳細図 S: 1/50



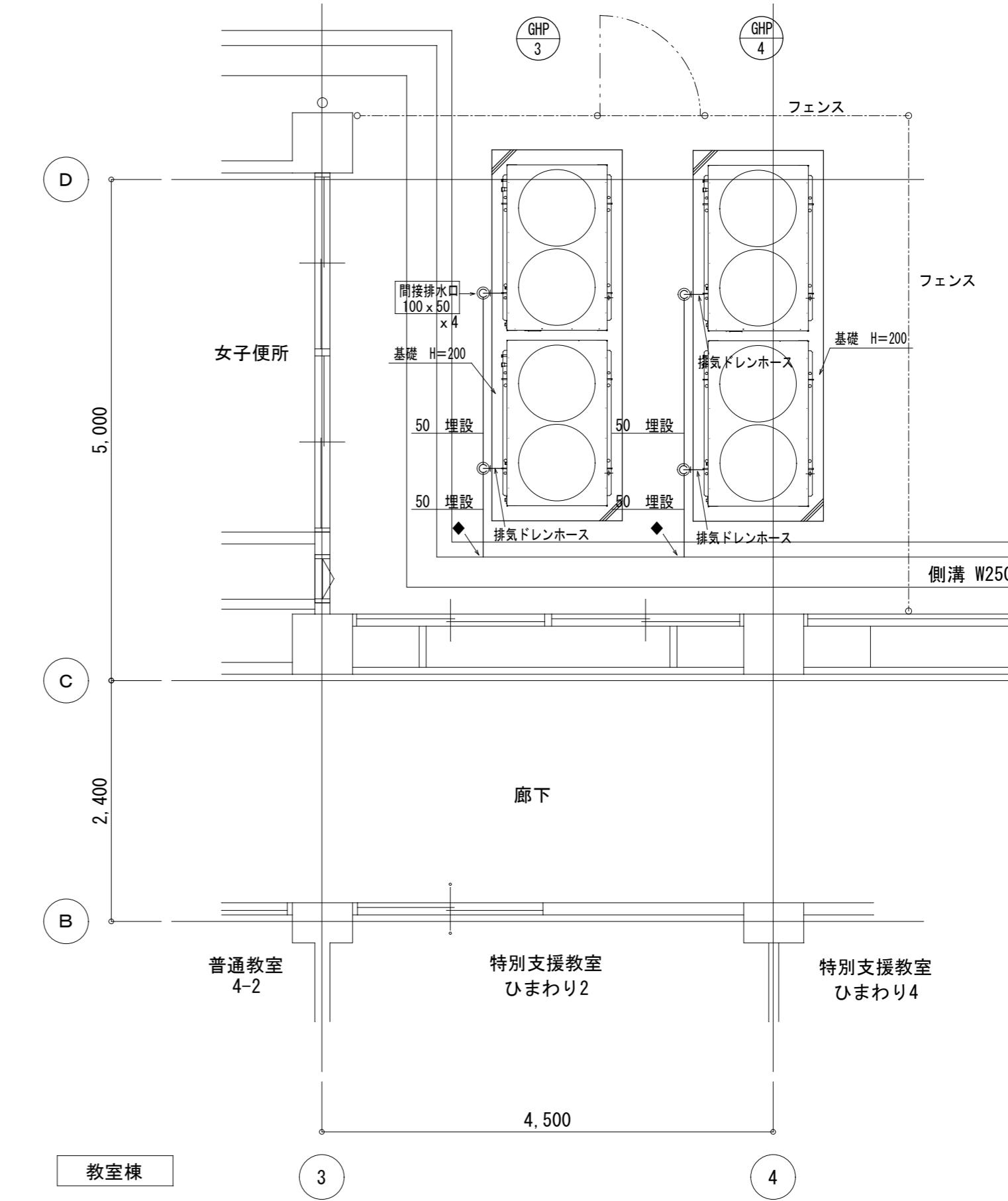
外構図1

S: 1/50

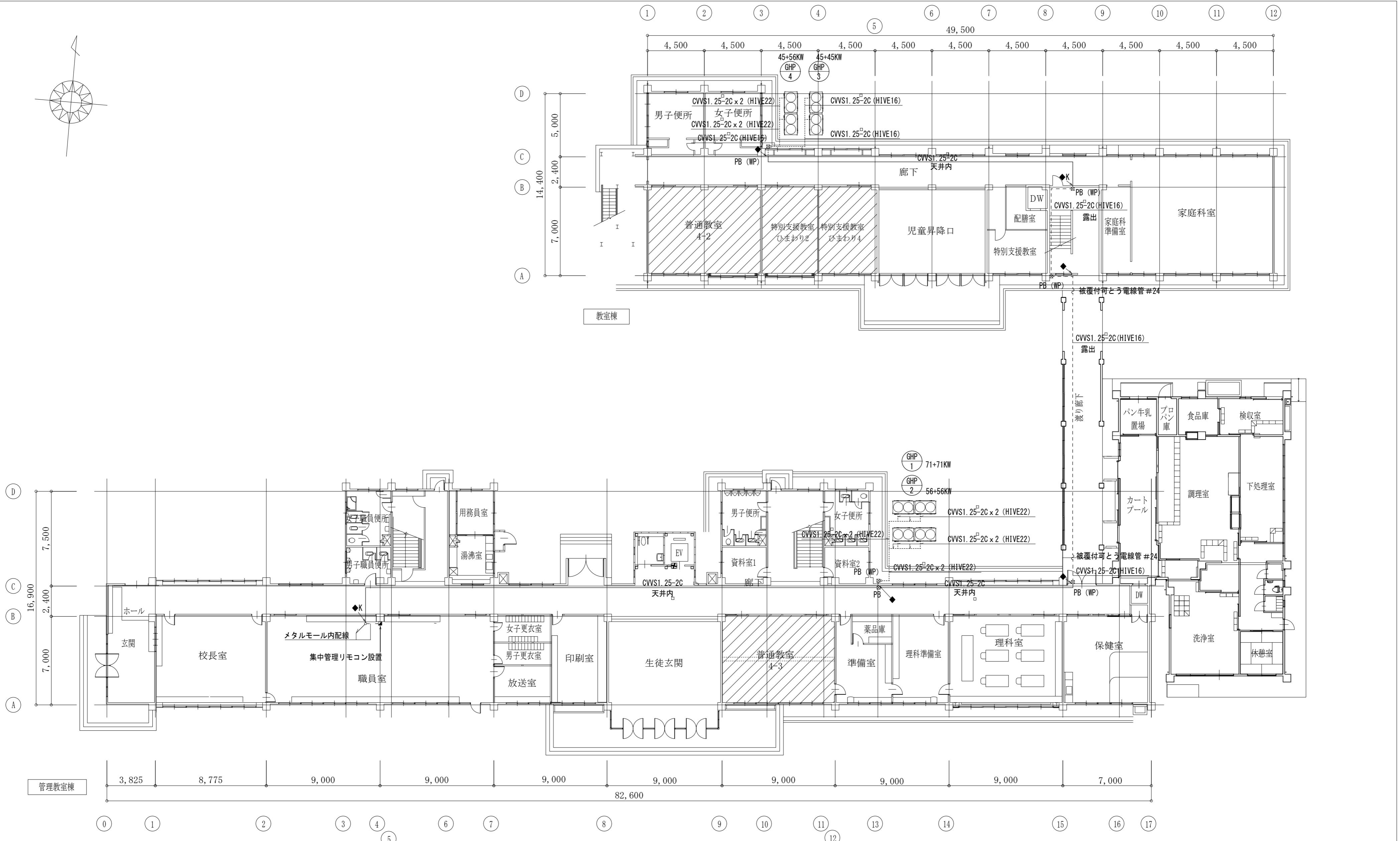
◆ — コア抜き、補修



外構図 S: 1/50



外構図 S: 1/50 ◆ — コア抜き、補修



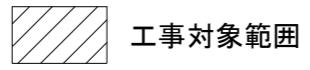
1 階平面図

S: 1/200

- ◆K — コアー抜き、補修、界壁貫通処理
- ◆ — コアー抜き、補修

PB (WP) — 200 × 200 × 150 (SUS製)

PB — 200 × 200 × 150 (VE製)





配置図 S: 1/500



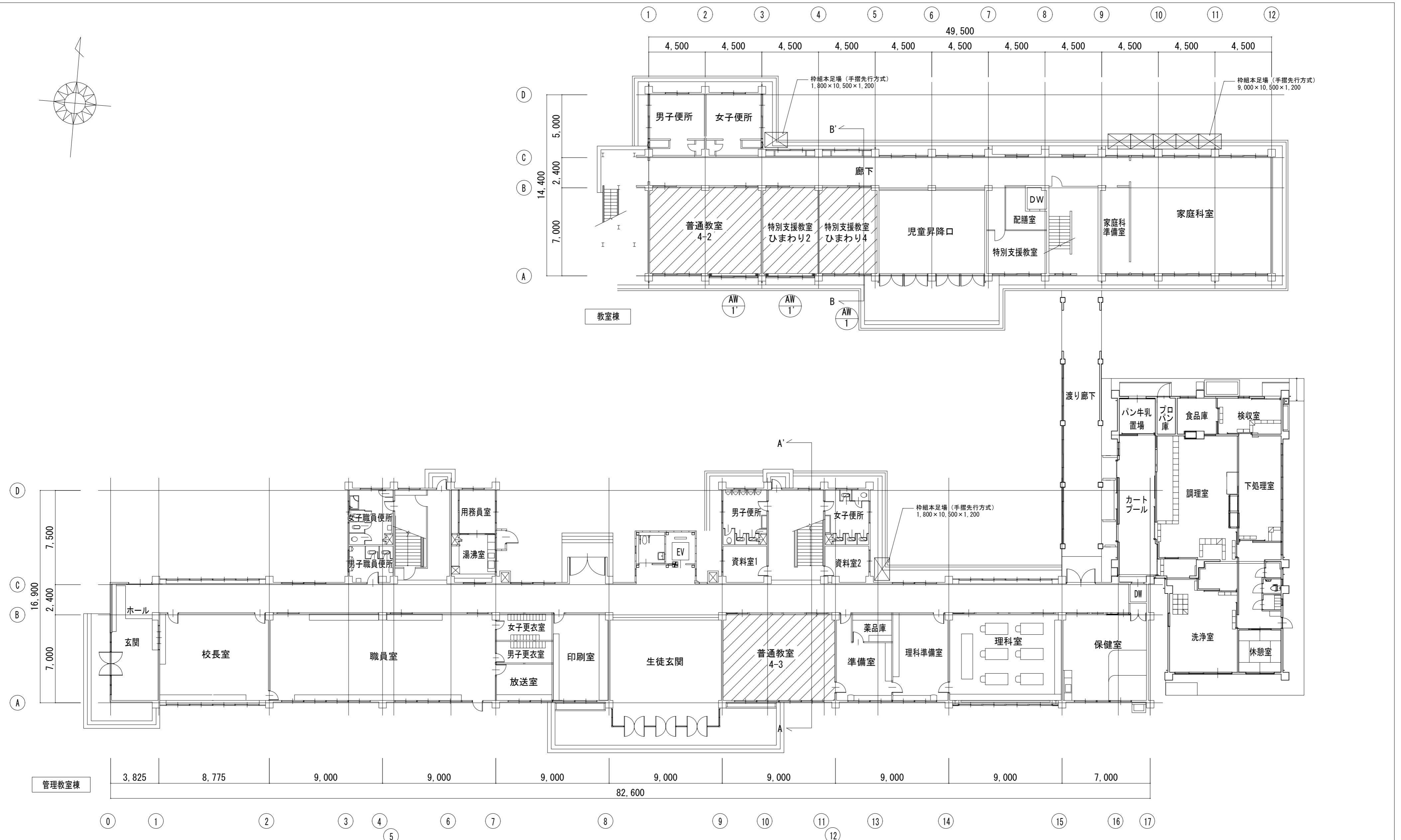
付近見取図 S: non

◆ 交通誘導員 (大型車両進入出時)

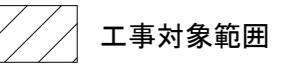
← 工事車両進入路

□ 工事対象範囲

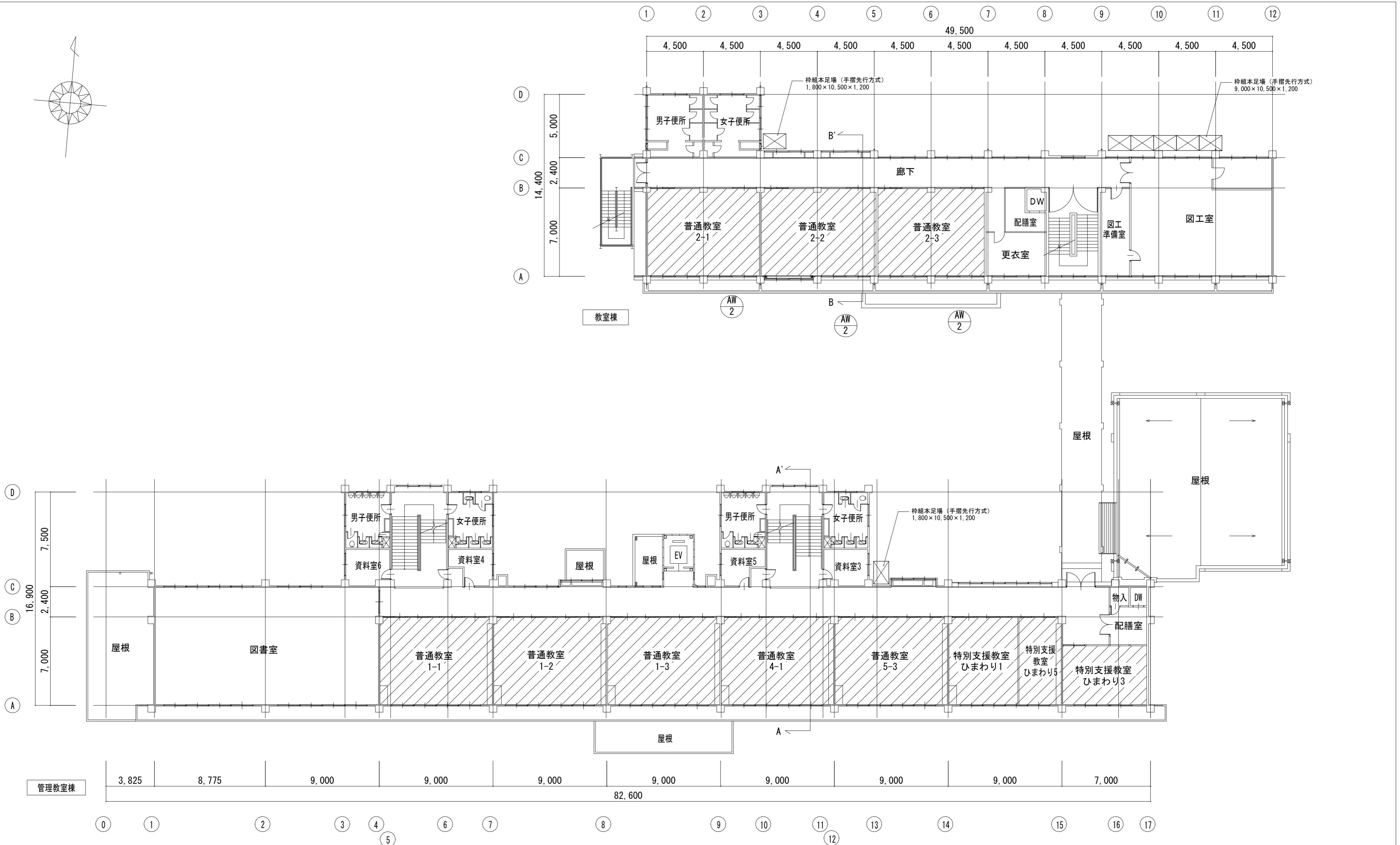
※ 仮囲い、工事車両駐車場などの位置については、現地にて監督員と協議すること。
※ 側溝、枠等は車両通行時に破損しないよう、鉄板敷きなどで養生すること。
※ 工事期間中も屋内施設は利用するため、安全には十分注意すること。



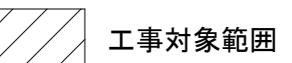
1階平面図 S: 1/200

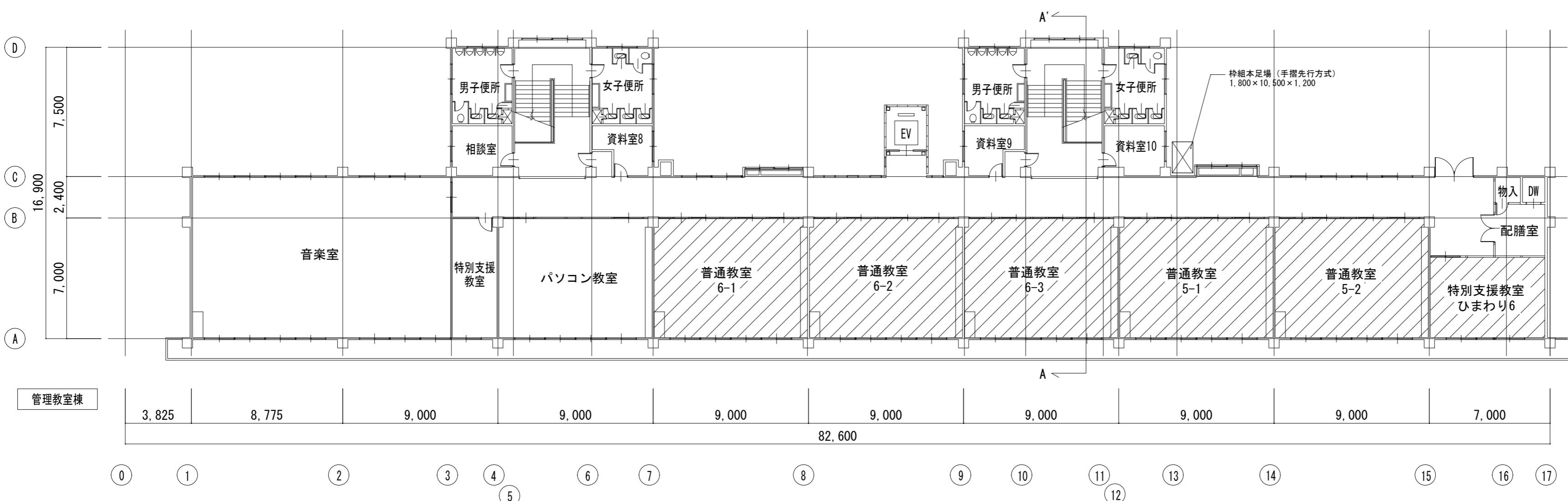
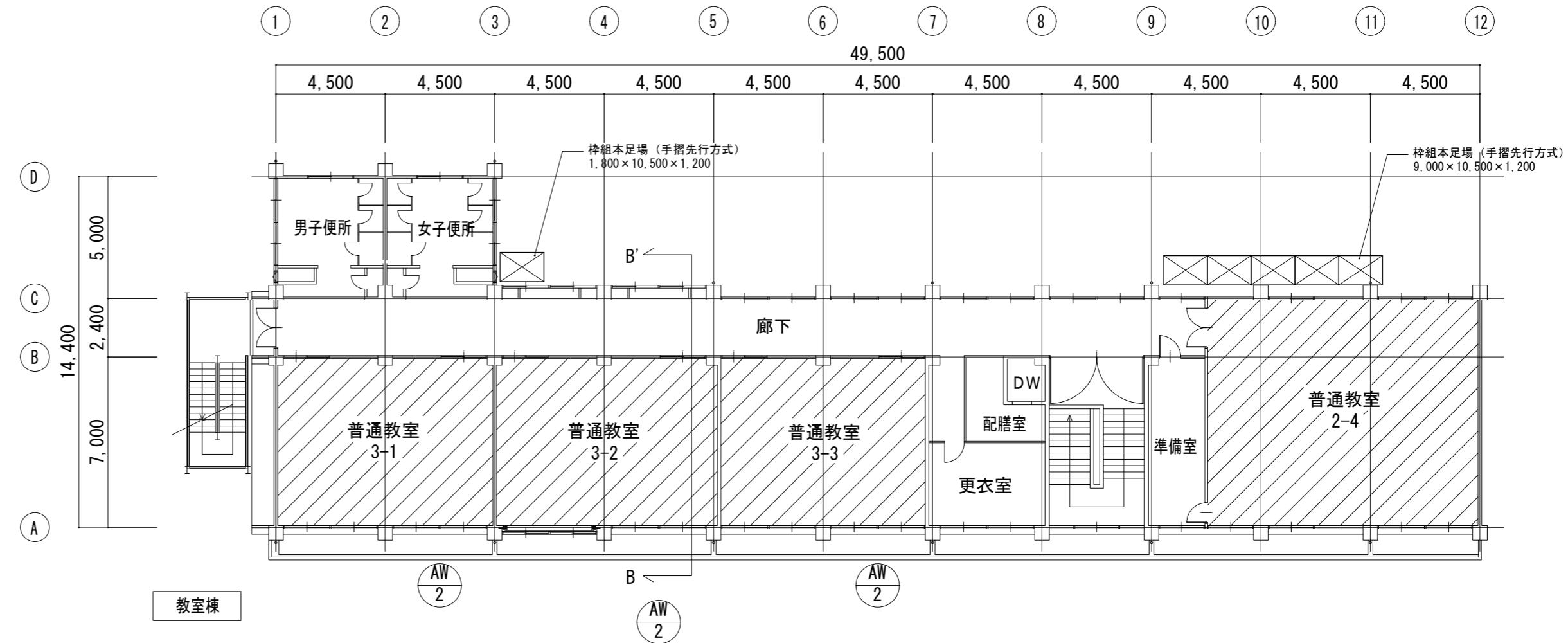
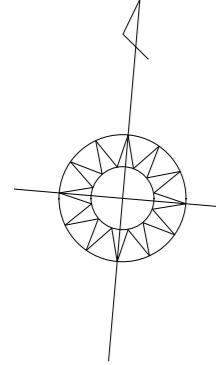


アルテック設計	一級建築士 第177266号 伊藤 公智	DRAWING BY DATA	原図:A2 _____	津市立立成小学校普通教室 空調設備設置工事 _____	1階平面図・仮設計画図 _____	M - 13 S: 1/200
津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602						



2階平面図 S: 1/200





3階平面図 S: 1/200

工事対象範囲

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号
伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

原図:A2

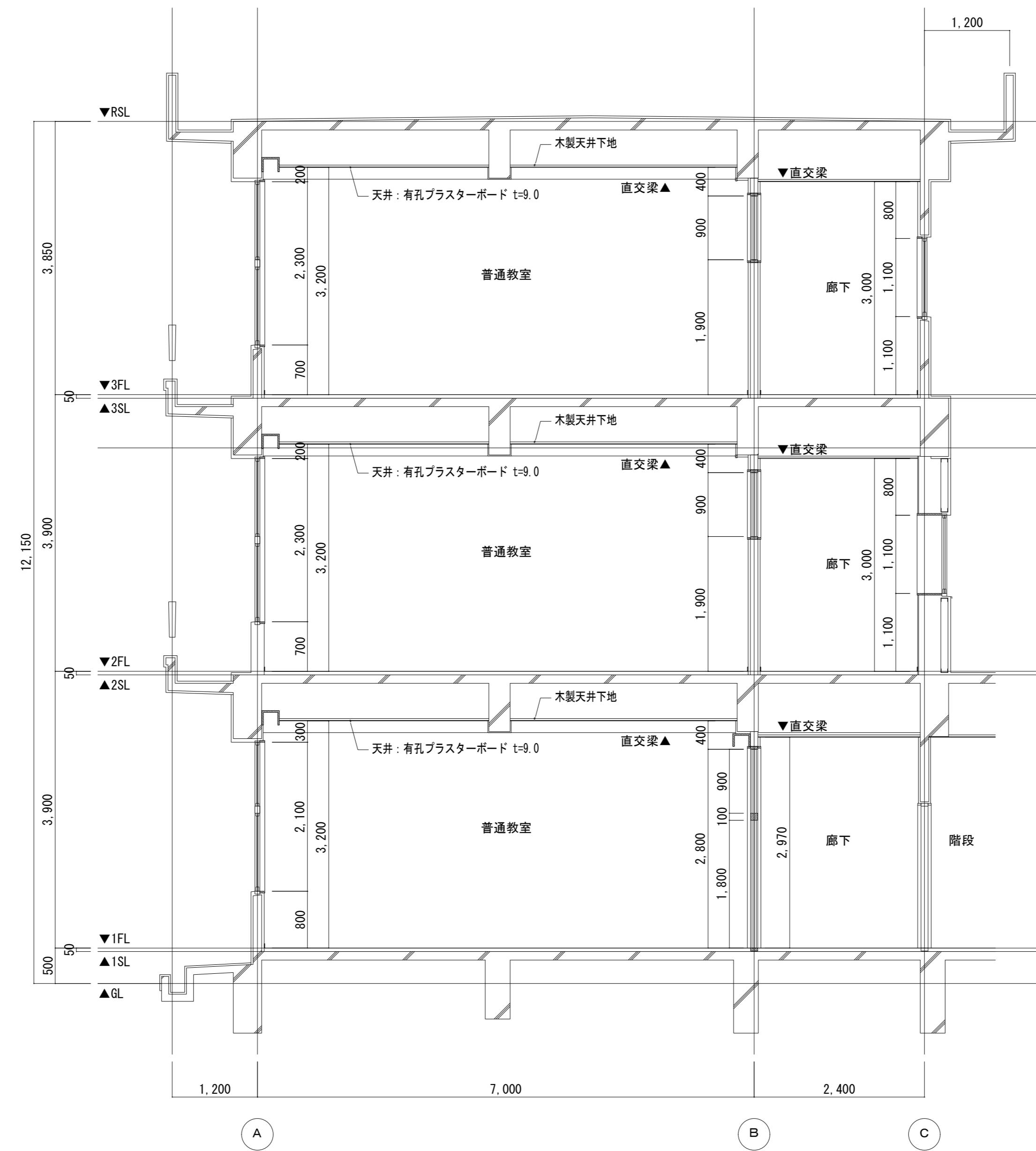
津市立立成小学校普通教室

空調設備設置工事

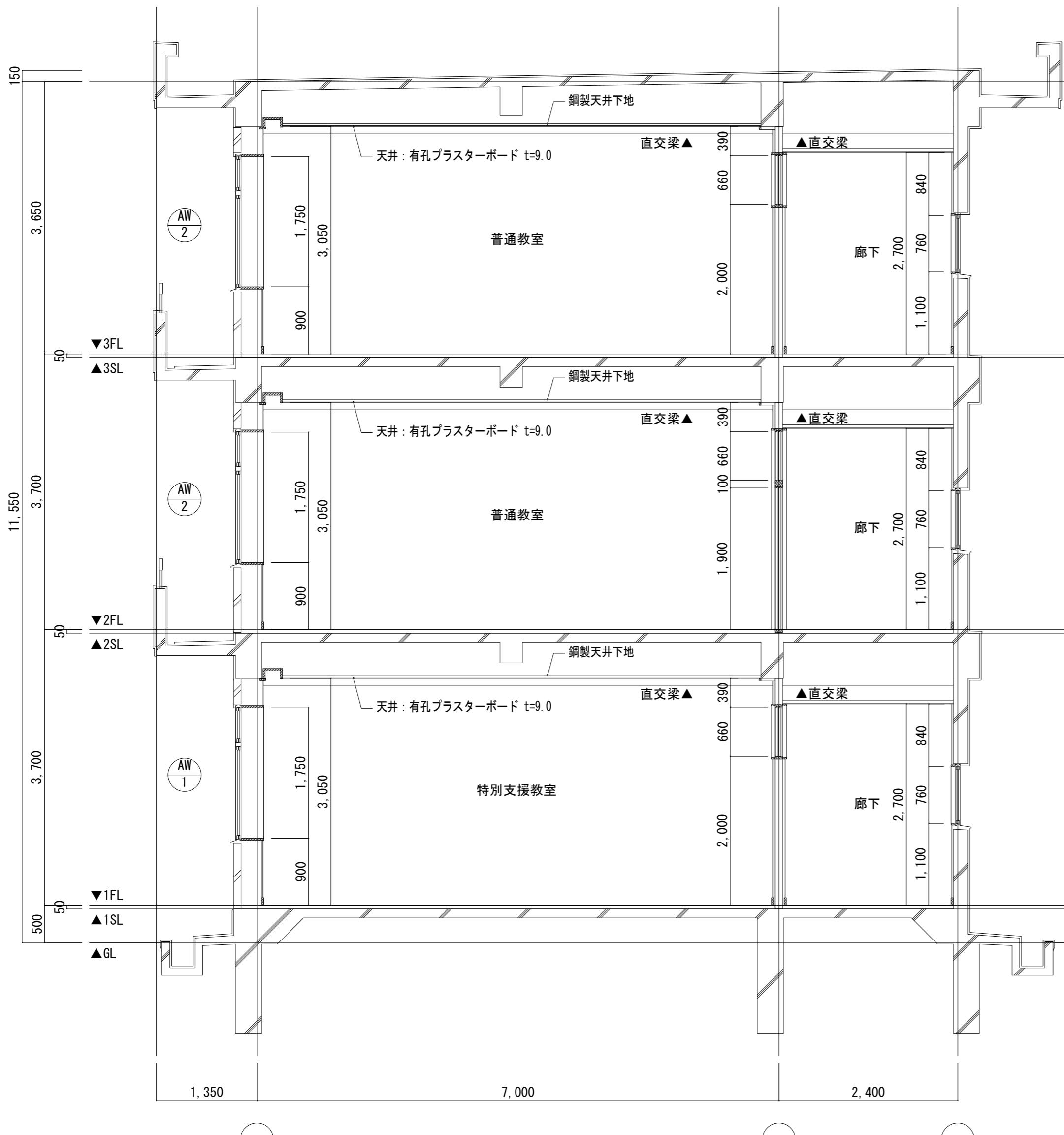
3階平面図・仮設計画図

M - 15

S: 1/200

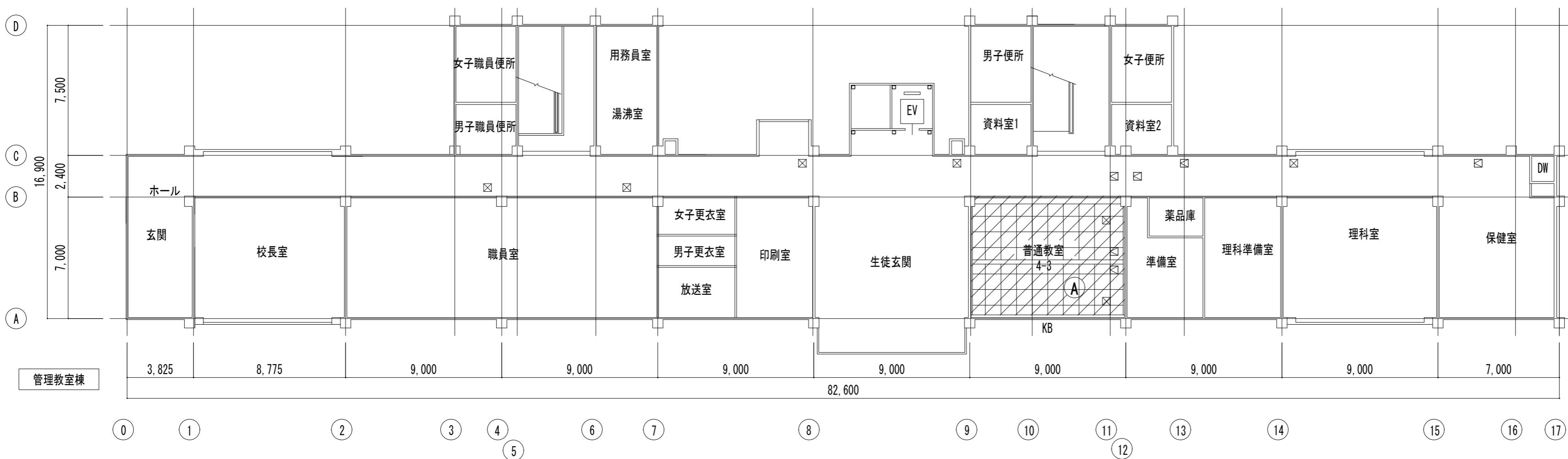
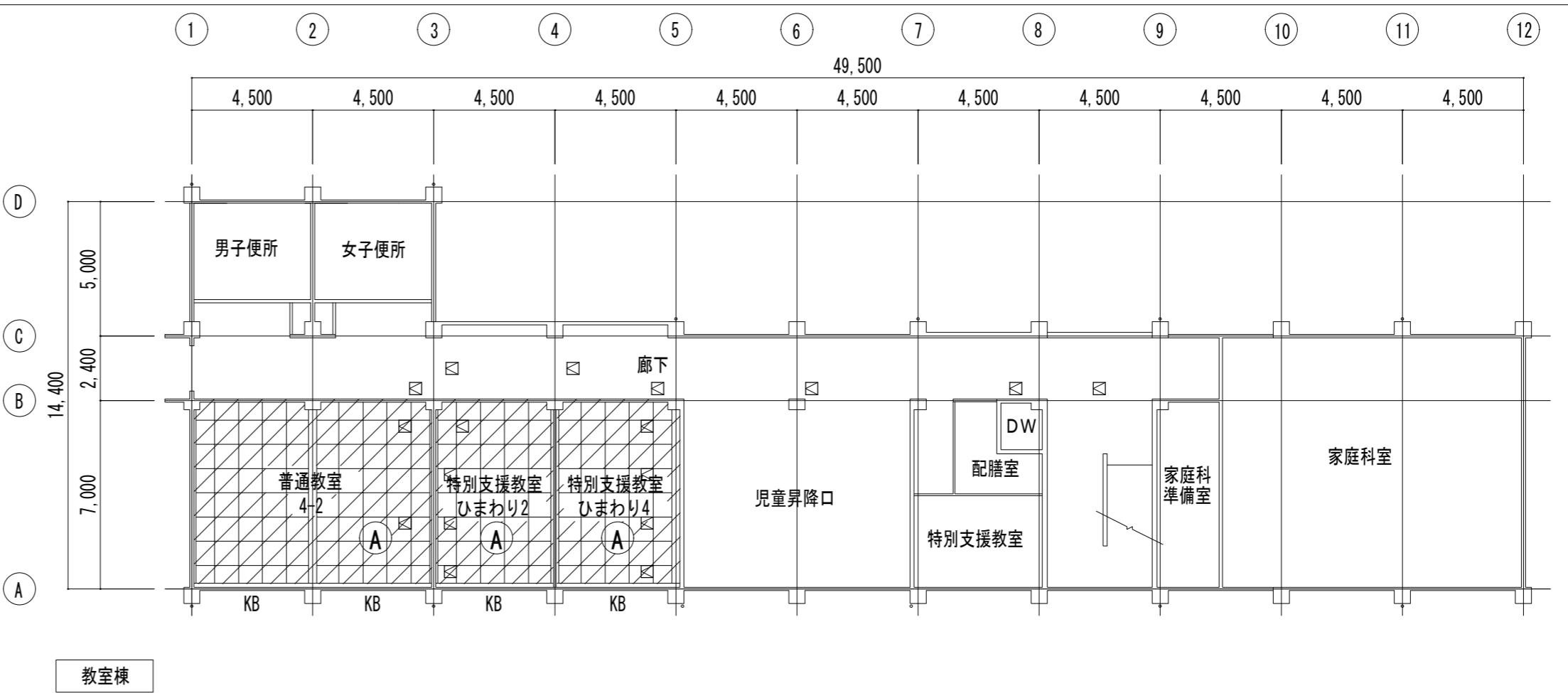


管理教室棟 断面詳細図 A-A' S: 1/50

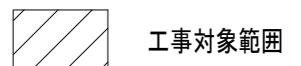


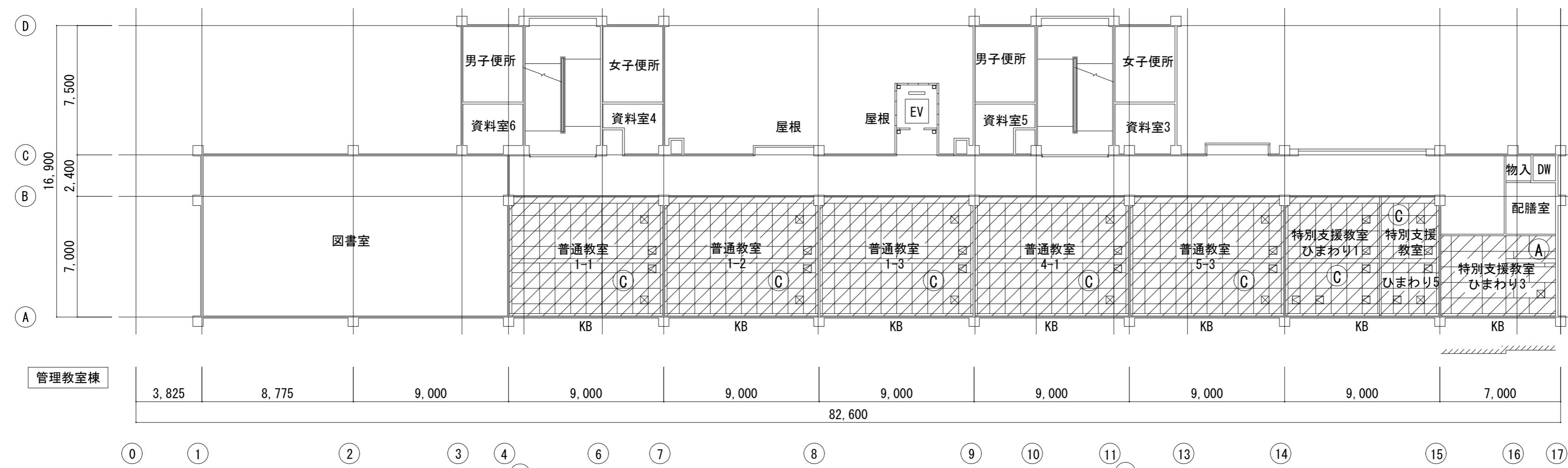
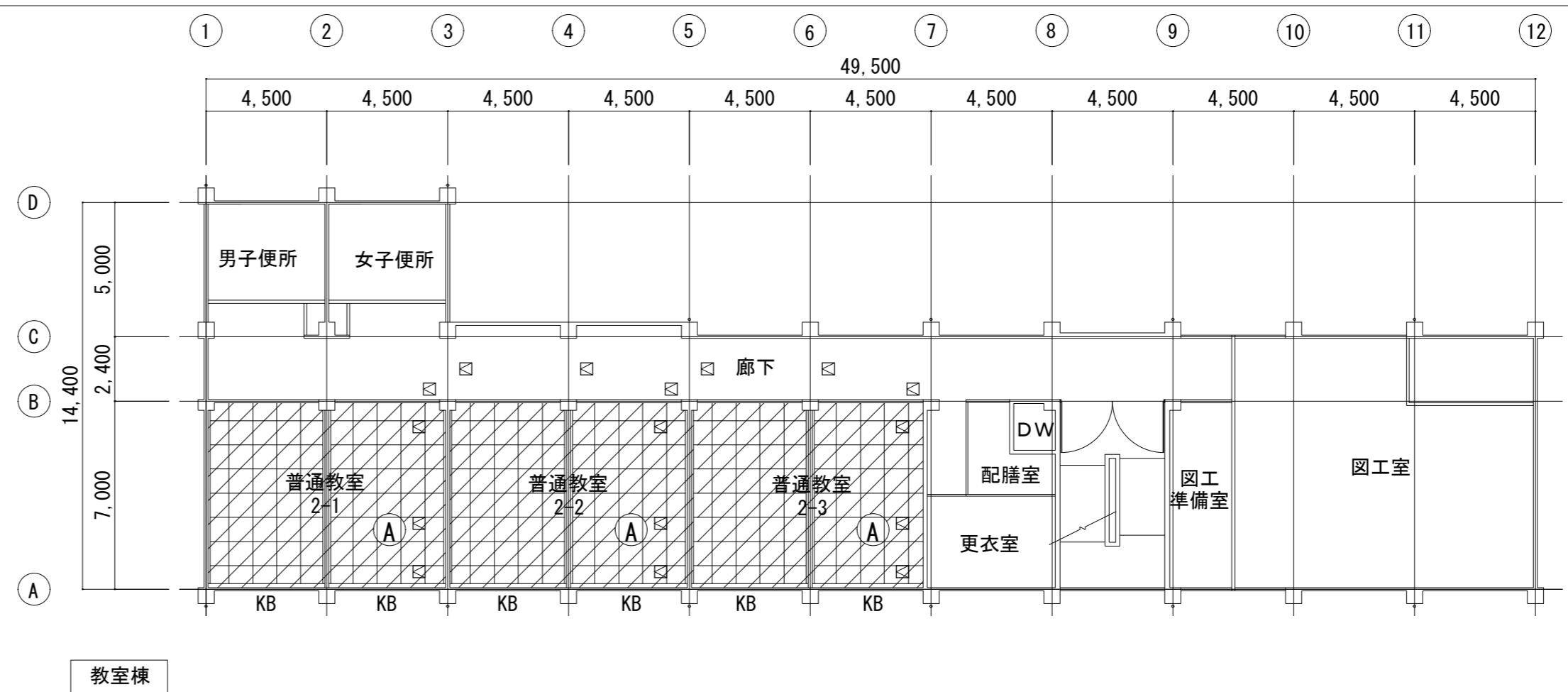
教室棟 断面詳細図 B-B' S: 1/50

建具表 (教室棟)			S:1/100
番号	名称	AW-1, 1'	ランマ付き引違い2連アルミサッシ
※ () 内はAW-1'の寸法			
姿 図			
			既存ガラス撤去のうえ、 アルミパネル t=3 新設 (シール含む) (中棟取付) 3,780 (2,900) 1,855 70 1,855 (1,415) (1,415)
			900 2,100 1,200 800 100 (450) (1,750)
S L			
場 所 普通教室、特別支援教室			
箇 所	1階: 3 (AW-1: 1 AW-1': 2)		
見 込み	70		
仕 上	—		
ガ ラ ス	FL-3(ランマ共)		
金 物	クレセント、アルミ水切り、他一式		
備 考	アルミパネル新設		
番号	名称	AW-2	ランマ付き引違い2連アルミサッシ
姿 図			
			既存ガラス撤去のうえ、 アルミパネル t=3 新設 (シール含む) (中棟取付) 3,780 1,855 70 1,855
			3,000 2,100 800 100 1,200 800 100 900 2,100
S L			
場 所 普通教室			
箇 所	2階: 3 3階: 3		
見 込み	70		
仕 上	—		
ガ ラ ス	FL-3(ランマ共)		
金 物	クレセント、アルミ水切り、腰部アルミパネル t=3、他一式		
備 考	アルミパネル新設		



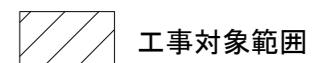
1階天井伏図 S: 1/200

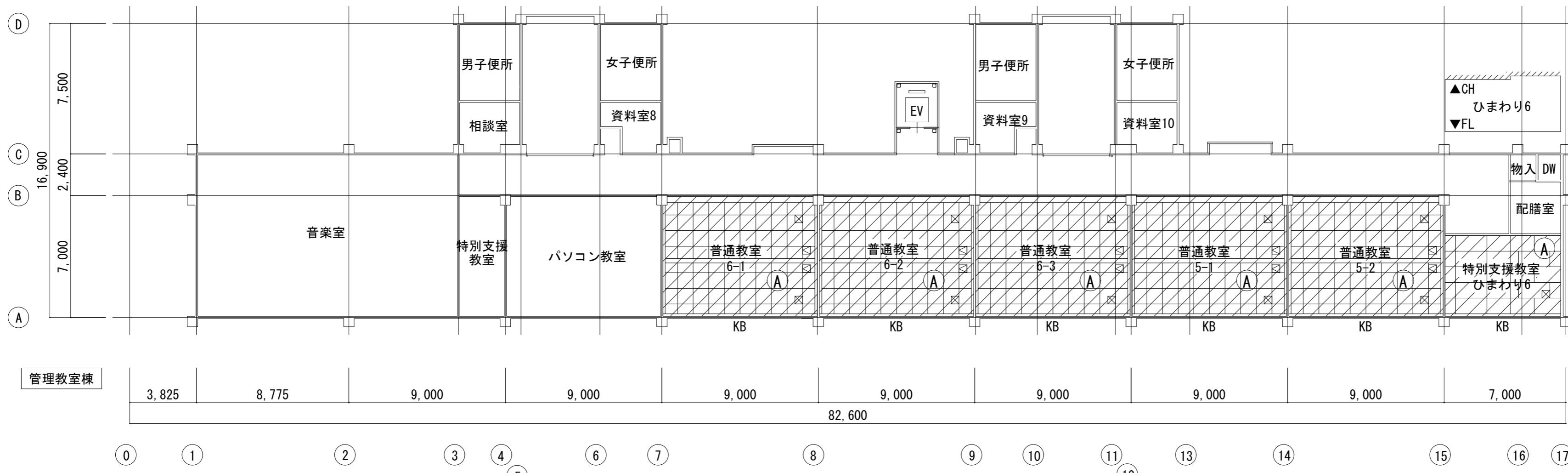
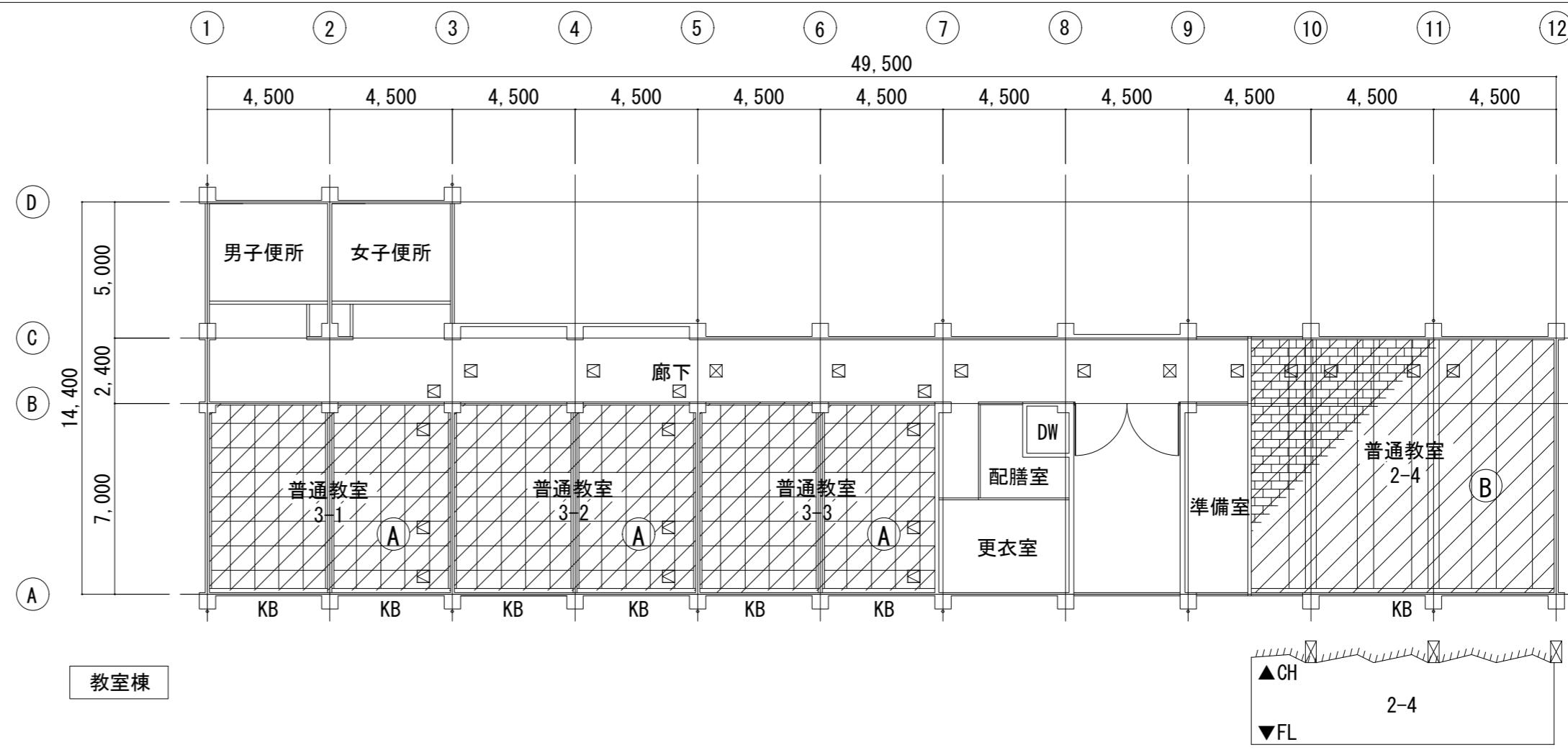




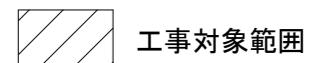
- 凡例
- (A) 有孔プラスチックボード t=9.0
 - (B) 岩綿吸音板 t=12.0
プラスチックボード t=9.0 下地
 - (C) 石綿板 t=5.0
 - KB カーテンボックス
 - 天井点検口(新設) 35ヶ所
450×450 アルミ枠
 - 天井点検口(既存)

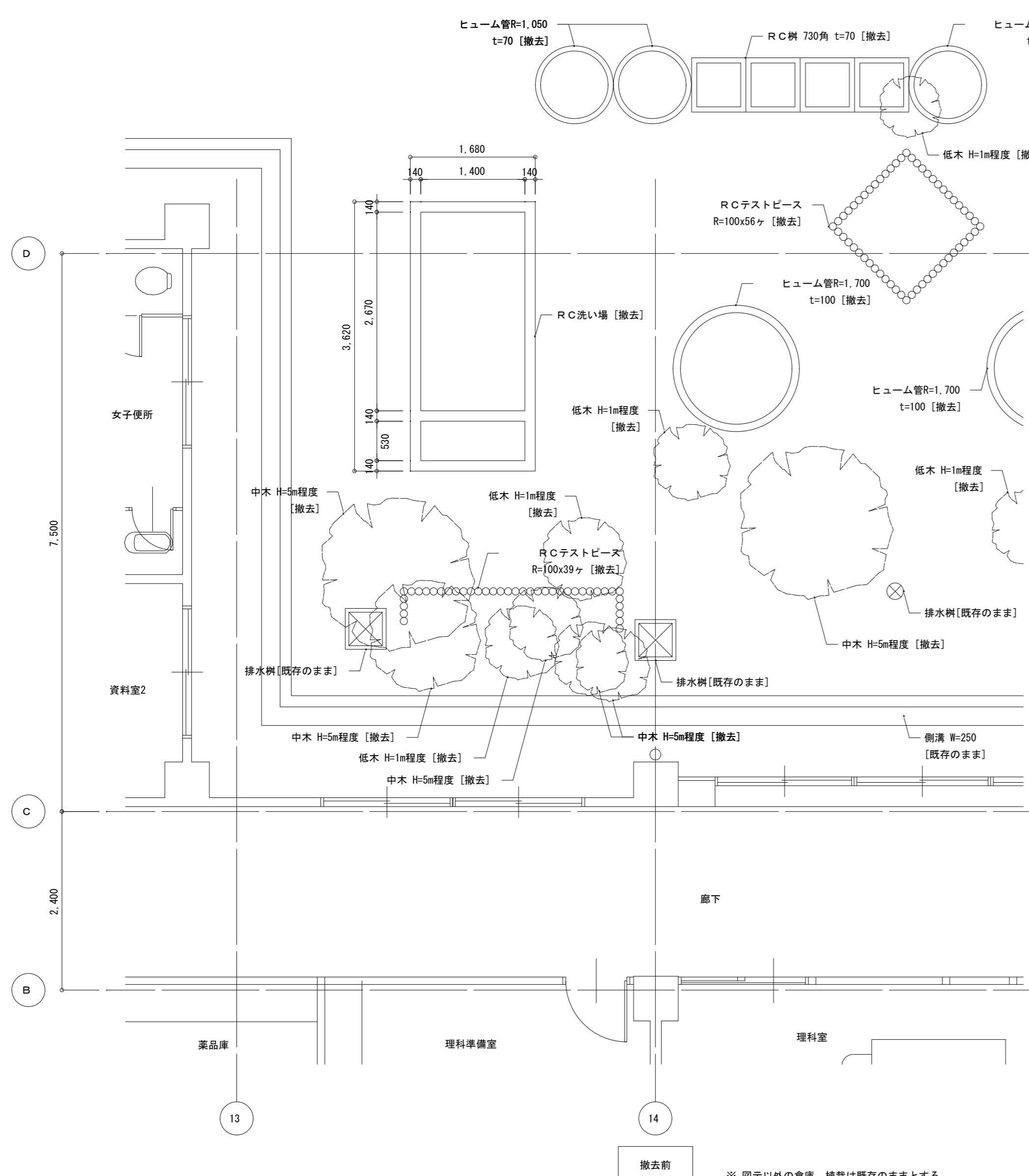
2階天井伏図 S: 1/200





3階天井伏図 S: 1/200

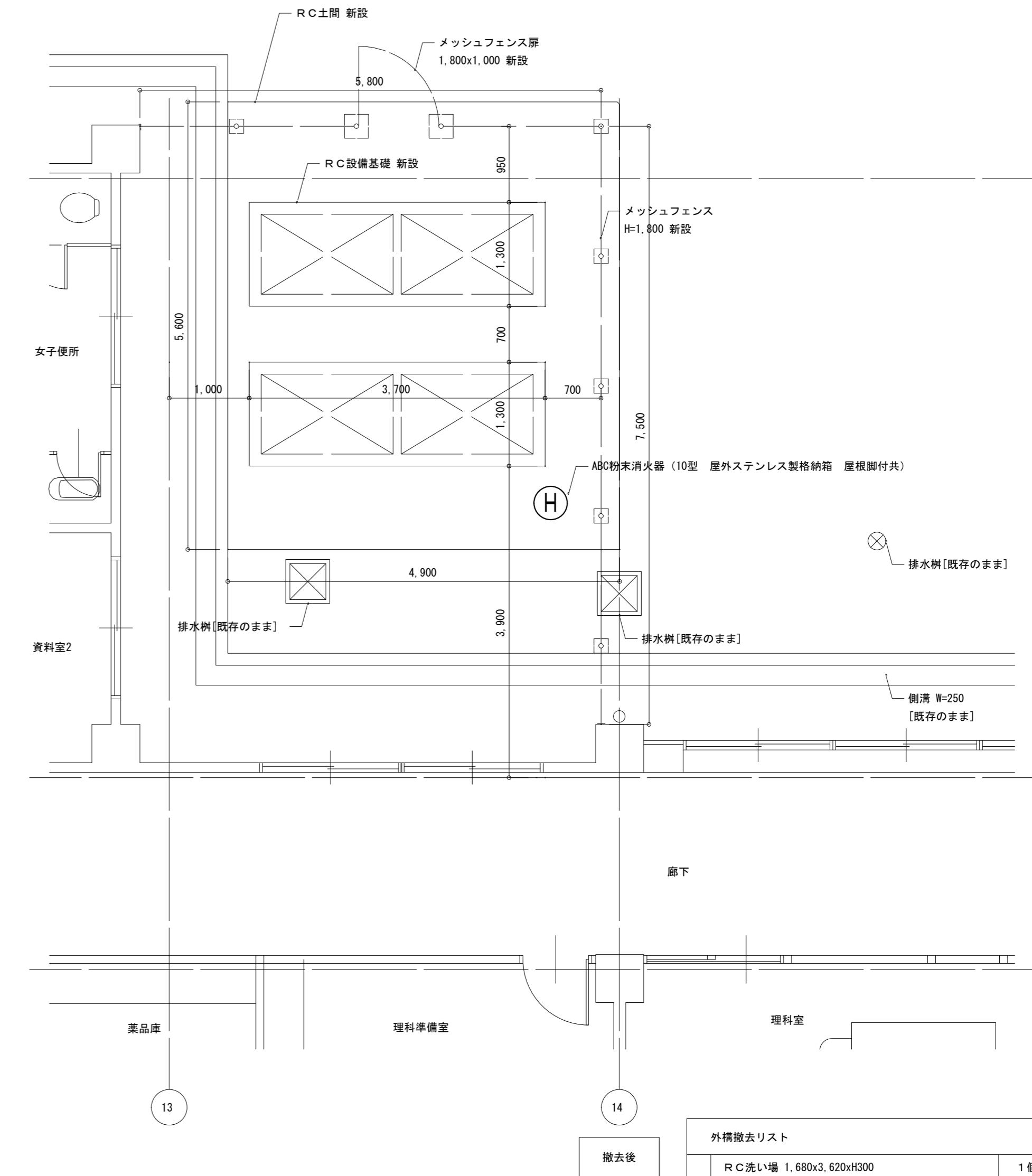




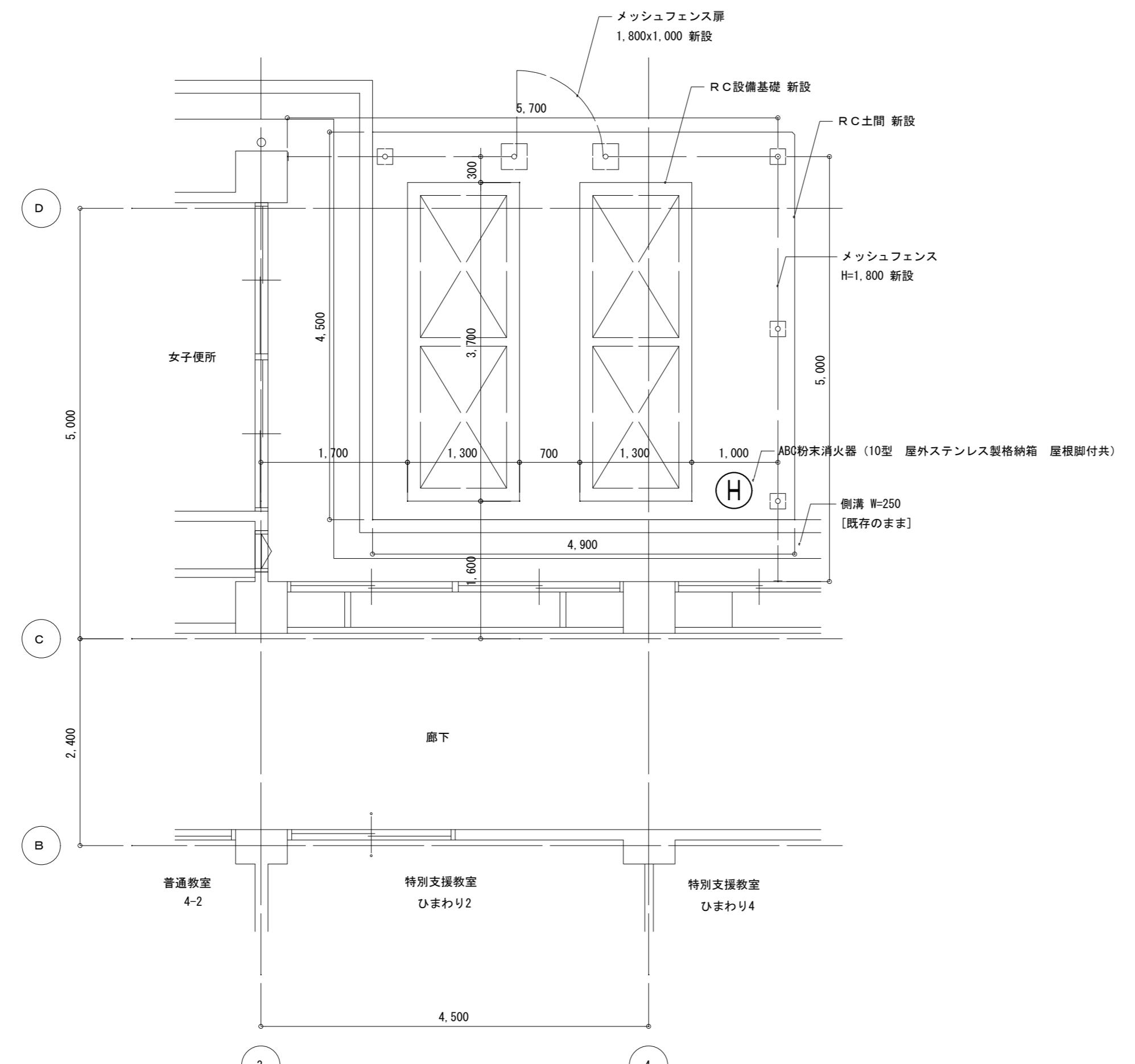
※ 図示以外の倉庫、植栽は既存のままする

外構図(管理教室棟) S: 1/50

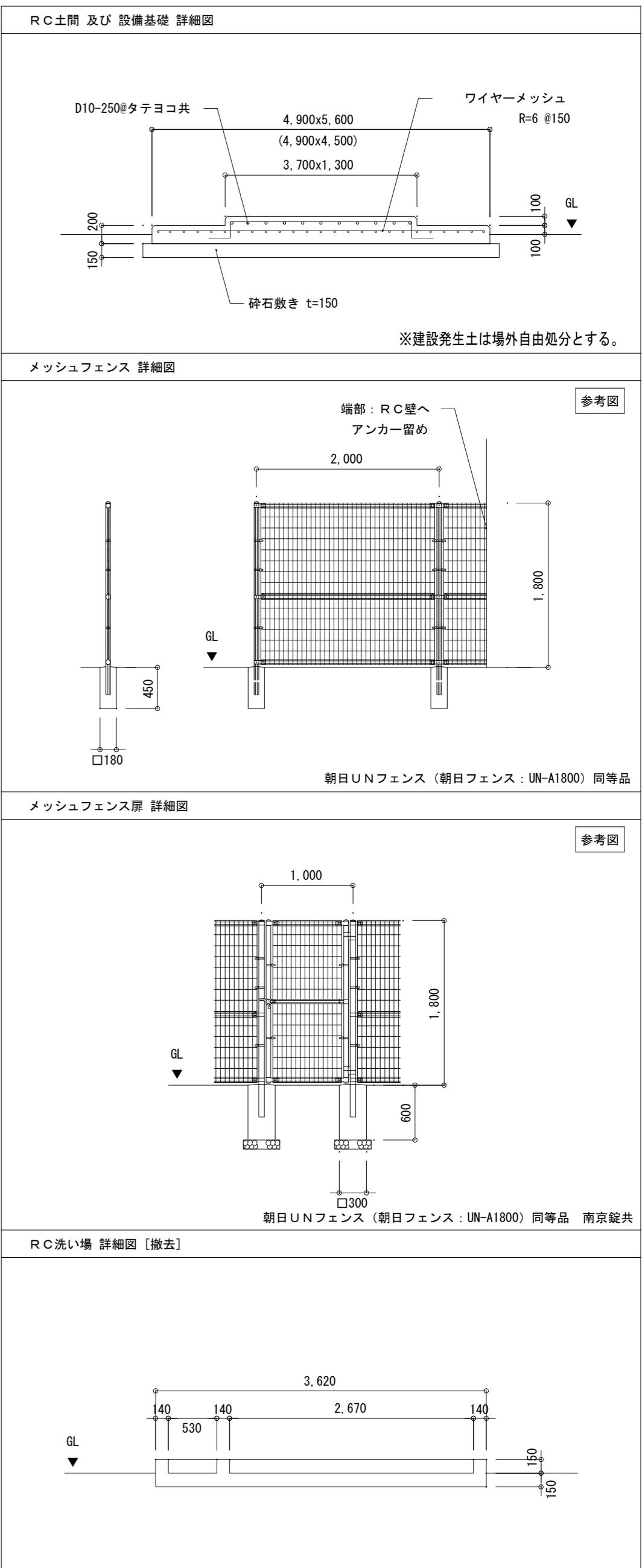
設備基礎仕様	
コンクリートの設計基準強度	$F_c = 18N/mm^2$
鉄筋の種類	SD295A



外構撤去リスト		
管 理 教 室 棟	R C洗い場 1, 680x3, 620xH300	1 個
	ヒューム管 R C製 R=1, 700xH600	2 個
	ヒューム管 R C製 R=1, 050xH600	3 個
	R C枠 730x730xH340	4 個
	テストピース R C製 R=100xH200	95個
	中木 H=5m程度	6 本
	低木 H=1m程度	5 本



外構図(教室棟) S: 1/50



電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称 津市立立成小学校普通教室空調設備設置工事

2. 工事場所 津市 久居野村町 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (m ²)	用途区分
				消防法施行令別表第一
管理教室棟	R C	3		7項
教室棟	R C	3		7項
計				

4. 工事種目

主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

(延べ面積は建築基準法による表記)

工 事 種 目	工 事 場 所			
	管理教室棟	教室棟	屋外	
電力設備	電灯設備	○	○	
	動力設備	○	○	
	雷保護設備			
	接地設備			
	受変電設備		○	
電力貯蔵設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源エネルギー・マジメントシステム			
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
通信・情報設備	構内情報通信網設備			
	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	誘導支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備	○		
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
	中央監視制御設備			
	医療関係設備			
	構内配電線路			
	構内通信線路			
	その他			

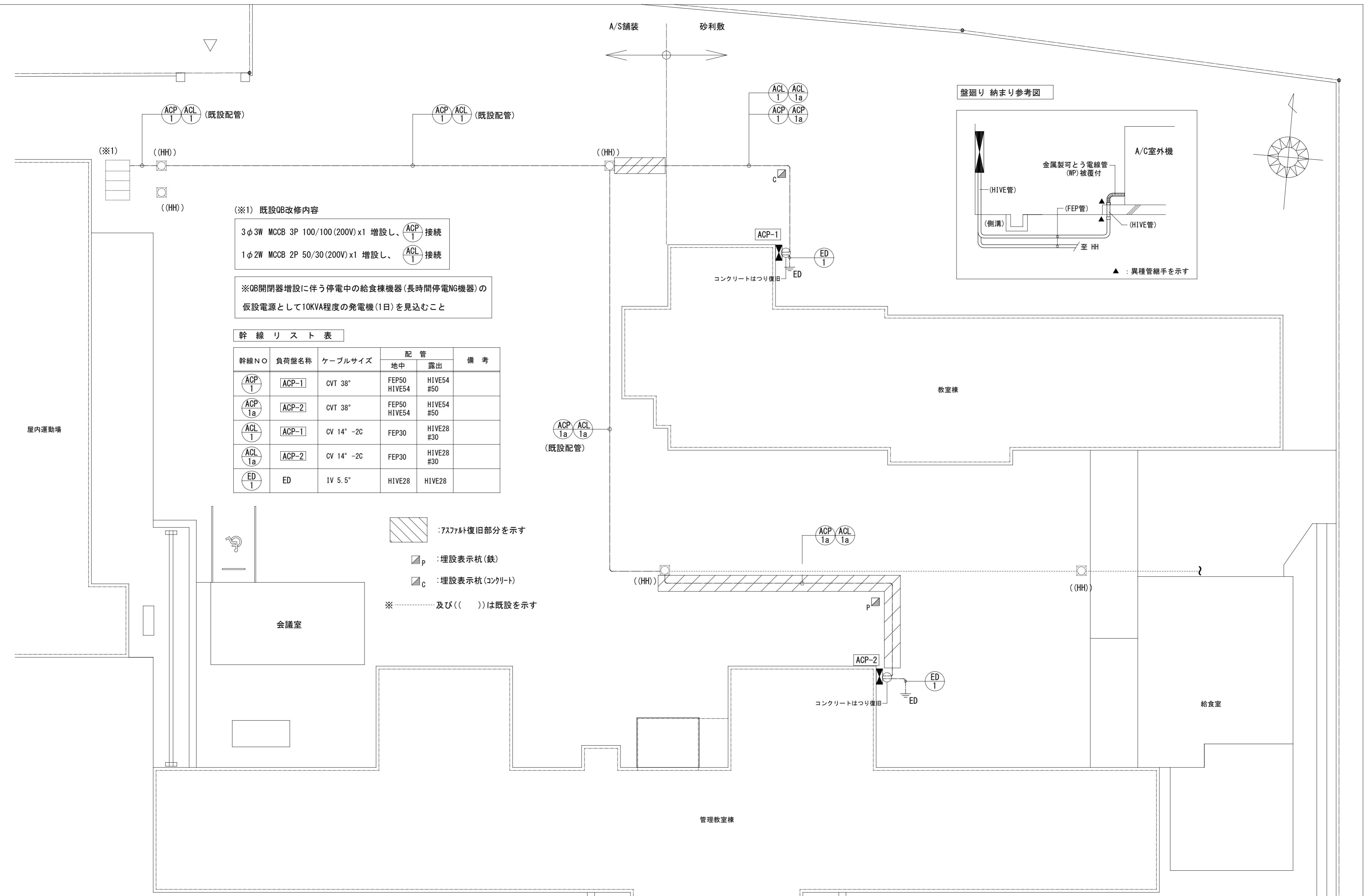
Ⅱ. 共通仕様	
1. 適用	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」 ・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準） ・電気工事業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。） ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準 	
2. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方—建築設備編— ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超錐吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設の休業日　・打ち合わせによる　・その他（　）） 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　・打ち合わせによる　・その他（　）） 3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（　）日前）　・適用しない 4) その他 （　）
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの () 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　　・コンデンサ ・その他 () 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、P C B 等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他 () (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊　　・アスファルトコンクリート塊　　・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B 2、D、E 票を提示すること。))
官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●消防設備関係　　・電気工作物関係　　・受電関係　　・通信関係　　・建設工事関係 ・その他 ())
消防法関係の手続き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ●本工事 (・建築工事　・電気設備工事　●機械設備工事)　　・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。	
工事用仮設物	構内への設置　　●できる(施設管理者と協議)　　・できない	
工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。	
製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。	
機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。	
完成時の操作説明	タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	
不正軽油の使用的禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。	
その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。	

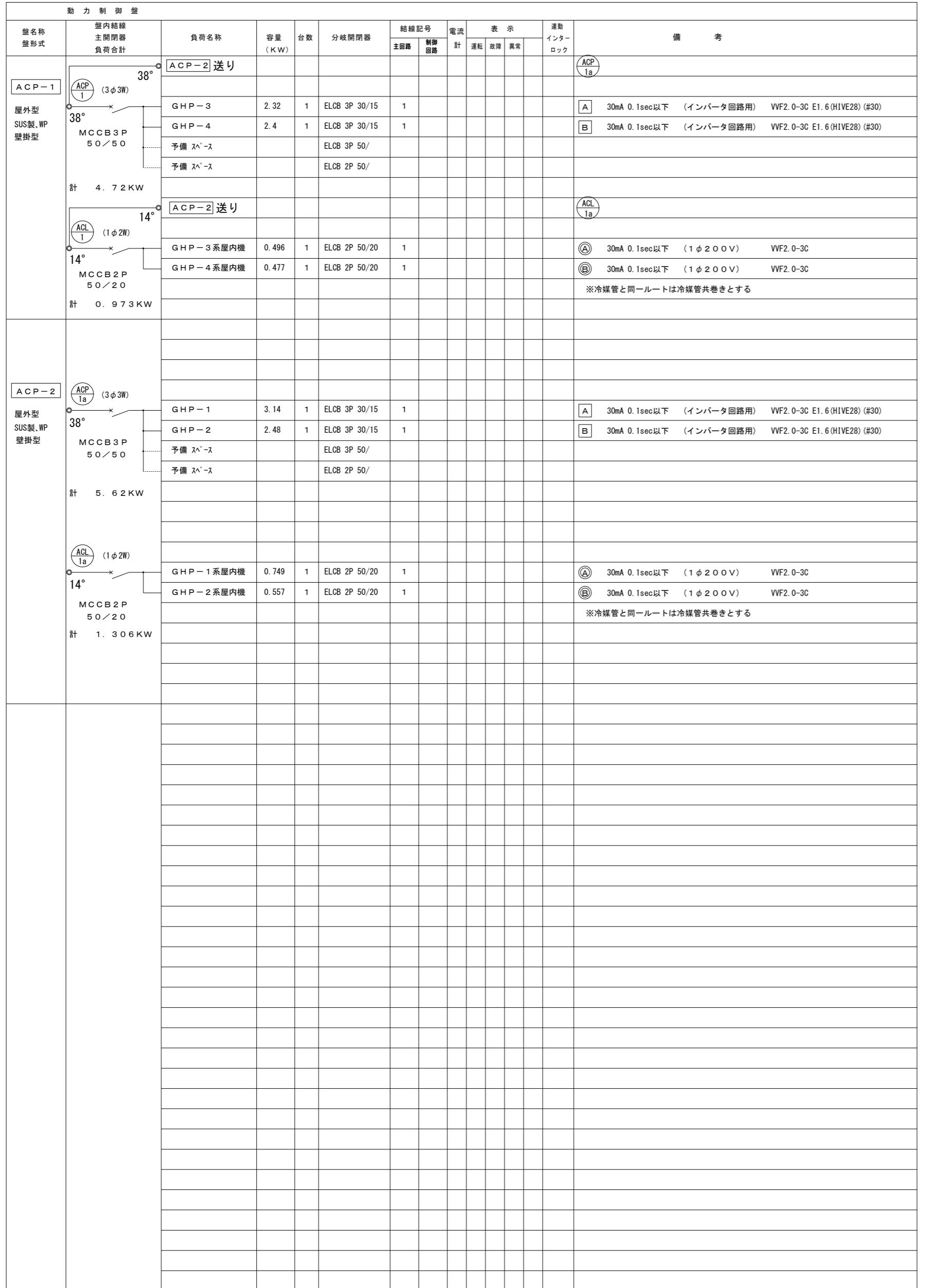
該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																																			
項目	特記事項																																																																		
設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 1) 項目 ●埋設配管 ・構造物 ・その他 () 2) 調査範囲 ●埋設ルート ・その他 () (2) 貫通及びばつり 1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他 () 2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 () (3) 既設との取合い 1) 項目 ●接続箇所 ・増設箇所 ・その他 () 2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()																																																																		
工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																		
震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																		
震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁營繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th rowspan="3">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> </tbody> </table>					設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別	耐震安全性の分類																																																																	
		特定の施設		一般の施設																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																														
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																														
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																														
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
つり	(1) 穴開け及び補修 ●なし ・あり (2) 溝はつり及び補修 ●なし ・あり																																																																		
と施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない																																																																		
楚の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																		
管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない																																																																		
上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																		
出配管	(1) 雨綫外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護バーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																																		
成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）																																																																		
電製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内（電気室、機械室、E P S、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4) 仮枠貫通部の金属配管には鈑止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																		
入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																																		
シクス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																		
軽量間仕切のボック	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																		
レボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600mm以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水バテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																																		
レット・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																		
ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブル分歧部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所																																																																		
王ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。																																																																		

20. 配線器具の設置	(1) 特殊コンセントはブリッジとする。 (2) 電線の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付けた場所が複数の場合は、絶縁枠を使用する。 (4) プレートは、図面に記載なき場合、新規取替とする。 (5) カバーブレードは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない部屋内に設置する場合は、表示をすること。 (6) フラアブレートは、水平高底調整型(空転防止リダクション)とする。		
21. 照明器具の設置	(1) コードベンチントイ以降の放電灯及び水銀のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所のコンセント器具(27W以下)を除く。)監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を設えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井下地材により支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6) バラ吊りの照明器具は振れ止めを施す。		
22. 照明改修の際の測定	対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定期回数 () 回		
23. 分電盤、制御盤、キューピール等	(1) 国面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる面図を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、面図を修正するものとする。 (2) 屋外キャビネットで露出し配管をボックスに接続する場合は、カッティングを接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムハンギ等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようする。		
24. 变電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基礎の高さや周囲の状況を考慮する。 (3) 電気室は、蒸気管、ガス管、ダクト等を通させない。		
25. 発電設備の燃料配管	(1) フルキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。		
26. 電波関係の計算及び測定	(1) 情報の提出 電波強度測定結果による計算書を提出 ・施工前・施工中・施工後	(2) 測定の実施 ① 施工前 (点灯時間) 時間、不点照度日数 () 日) 全信信チャネルの電界強度、受像画質、等価C/N、ピット誤り率の測定及び映像写真的撮影を行う。 ② 測定期間 ・施工前・施工中・施工後	(3) 報告書提出部数 2部 () 部
27. 土工事	(1) 埋めしの材料及び工法 ・土種 (材料) 根切り土中の良質土 / 工法: 機器による締め) ただし、配管周りの埋めし材料は山砂とする。 (2) 埋めし地盤の深さは、G L=600mm以上とする。 (3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外変電設備及び自家発電装置の基礎等は盤根り、埋設管路等は布筋り、外灯基盤、電柱等は竹はりとする。 (4) 機械掘削は切切り底を差さないようする。		
28. ハンドホール、マンホール	1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第9条の短期応力度とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付けは450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。		
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込及び送出口付近 ② ハンドホール、ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個		
3. 機器仕様	下記が該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面によること。		
4. 項目	特記事項		
【電力設備】			
1. 電力設備			
(1) 既設等との取り合ひ	・無し ・整改造 ●配線接続 ●電源供給 ・その他 ()		
(2) 機器類	●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯 (単独設置) ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他 ()		
(3) 一般照明器具	1) 形式 ●公共型 ・一般型 2) 灯具 ■ H.F 蛍光灯 ■ E.D 灯 ■ H.I.D 灯 ・その他 ()		
(4) 照明制御装置	1) 用途 ■ 屋内用 ■ 屋外用 2) 連続調光 ・段階調光 ■ ON/OFF 制御 ・その他 ()		
(5) 外灯 (単独設置)	1) 照射用ポール ① 材質 ■ アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ② 照射用遮光器又はラッドアウトスイッチ内蔵型とする。		
(6) コンセント等	●防水型 ・ハーテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む))		
(7) 分電盤、制御盤等	1) 鉛板は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 国面ホルダーは、A Aサイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプステータンプを取付ける。 4) 接地端子又は接地用銅帯は接地点のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配管用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系に流れる短絡電流の値以上とする。		
2. 動力設備			
(1) 既設との取り合ひ	・無し ・整改造 ●配線接続 ・その他 ()		
(2) 機器類	●分電盤、制御盤等 ・その他 ()		
(3) 負荷設備	・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機		
(4) 負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。		
(5) 電動機等の接地	専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下)		
(6) 電動機等の力率の改善	本工事に含む割御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。		
(7) 保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱熱式とする。		
(8) 分電盤、制御盤等	1) 鉛板は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 国面ホルダーは、A Aサイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプステータンプを取付ける。 4) 接地端子又は接地用銅帯は接地点のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配管用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系に流れる短絡電流の値以上とする。		
3. 雷保護設備			
(1) 避雷針	1) 受電部 ■ 突針 ■ 標上導体 ■ 笠木等の別途施工 2) 避雷導線 ■ 引下導線 ■ 建築構造体利用 3) 接地極 ■ 接地極埋設 ■ 建築構造体利用 4) 接地抵抗の测定 ① 測定方法 ■ 電位差計方式 ■ 電圧降下法 ② 測定期回数 ■ 3回 ■ () 回 5) 接地極埋設設備を設置する。		
(2) 雷サージ保護	1) 耐雷トランジスト ■ 設置 (・单相用 ・動力用) ■ 設置しない 2) S.P.D ■ 低圧用 (・クラスI ■ クラスII) ■ 通信用 (・カテゴリC2 ■ カテゴリD1) 3) 低圧用 S.P.D の性能 別図による		
(3) 電源回路の保護	1) 低圧用 S.P.D に使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主回路器の2次側に接続する場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5KA以上とする。		
(4) 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用 S.P.D を設置する。		
4. 接地設備			
(1) 接地工事	1) 種別 ■ A種 ■ B種 ■ C種 ■ D種 2) 施工 ■ 各種単独 ・共用あり ()		
(2) 接地抵抗の測定	1) 测定方法 ■ 電位差計方式 ■ 電圧降下法 2) 測定期回数 ■ 3回 ■ () 回		
(3) 接地極埋設	接地には接地極埋設設備を施工し、接地極の位置がわかるようする。		
【受電設備】			
5. 受電設備	高圧以外の受電設備については、本項によらず別図による。		
(1) 既設との取り合ひ	・無し ・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他 (全ての機器の更新)		
(2) 機器類	・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクター		
(3) 盤類	1) 形式 ■ キュービカル式配電盤 (JIS C 4620) (・C.X ■ C.W ■ P.W ■ M.W) 2) 中通路 ■ 有 ■ 無 3) 特記事項 ()		
(4) 交流遮断器	真空遮断器 (V.C.B.) ① 操作方式 ■ 手動ねじ操作 ■ 電動ねじ操作 ■ 電磁操作 ② 引外し方式 ■ 電流引外し ■ コンデンサ引外し ■ 直流電圧引外し		
6. 機器仕様	下記が該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面によること。		
項目	特記事項		
【電力設備】			
1. 電力設備			
(1) 既設等との取り合ひ	・無し ・整改造 ●配線接続 ●電源供給 ・その他 ()		
(2) 機器類	●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯 (単独設置) ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他 ()		
(3) 一般照明器具	1) 形式 ■ 公共型 ・一般型 2) 灯具 ■ H.F 蛍光灯 ■ E.D 灯 ■ H.I.D 灯 ・その他 ()		
(4) 照明制御装置	1) 用途 ■ 屋内用 ■ 屋外用 2) 連続調光 ・段階調光 ■ ON/OFF 制御 ・その他 ()		
(5) 外灯 (単独設置)	1) 照射用ポール ① 材質 ■ アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ② 照射用遮光器又はラッドアウトスイッチ内蔵型とする。		
(6) コンセント等	●防水型 ・ハーテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む))		
(7) 分電盤、制御盤等	1) 鉛板は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 国面ホルダーは、A Aサイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプステータンプを取付ける。 4) 接地端子又は接地用銅帯は接地点のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配管用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系に流れる短絡電流の値以上とする。		
5. 断路器			
1) 形式	・三極单投 ■ 単極单投 (避雷器用に限る)		
2) 操作方式	・遠方手動操作 ■ フック棒操作 (避雷器用に限る)		
(6) 負荷開閉器	1) 形式 ■ 電磁用 ■ 引込用 ■ 地中引込用 ① 操作方式 ■ フック棒操作 ■ 遠方手動操作 ■ 電動操作 ② 開閉ヒューズ ■ 有 (スライドカバー) ■ 無 ③ 引外し装置 ■ スライドカバー引外し ■ 電圧引外し ■ 無		
(7) 変圧器	1) 形式 ■ 油入 ■ ポールド ■ 屋内型 2) 容量 ■ 有 (最大値指針 有 ・ 最大値指針 無) 3) ダイヤル温湿度 ■ 有 (最大値指針 有 ・ 最大値指針 無) 4) 地中引込用 保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向继電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする		
(8) 進相コンデンサ	1) 絶縁方式 ■ 油入 ■ モールド ■ ガス入り 2) その他 ① 内部異常を知検して動作する保護接点を設けること ② 断路装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向继電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする		
(9) 直列アリスト (進相コンデンサ用)	1) 絶縁方式 ■ 油入 ■ モールド 2) 容量 ■ 6% ■ 13% 3) その他 内部異常を知検して動作する警報接点を設けること		
(10) 設備不平衡	高圧送電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3.0%以下となるようにする。		
(11) キューピール等	1) 記載名には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 国面ホルダーは、A Aサイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプステータンプを取付ける。 4) 接地端子又は接地用銅帯は接地点のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。		
(12) 基礎	・本工事 (・21N/mm ² ■ 1.8N/mm ²) ■ 別途工事 ■ 既設利用 ■ その他 ()		
(13) 配線ビット及び端子	1) 本工事 ■ 本工事 ■ 別途工事 ■ 既設利用 ■ その他 ()		
(14) 設置場所	・屋内 ■ 屋外 (・地上 ■ 屋上)		
【電力貯蔵設備】			
6. 直流電源設備			
(1) 電池	・非常に照明器具電源 ■ 受電設備制御電源 ■ その他 ()		
(2) 容量	() kVA		
(3) 整流装置	1) 出力電圧 ■ 直流 (・12V ■ 24V ■ 48V ■ () V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。		
(4) 蓄電池	1) 類種 ■ 鉛蓄電池 (・H.S ■ M.S.E ■ 長寿命形M.S.E) ■ アルカリ蓄電池 (・A.H ■ A.M.H) 2) 最低蓄電池温度 ■ 5°C ■ 15°C ■ 25°C ■ -5°C ■ () °C		
7. 交流無停電電源設備			
(1) 用途	()		
(2) 容量	() kVA		
(3) 給電方式	・常時インバータ給電方式 ■ ラインインタラクティブ方式 ■ 常時商用給電方式		
(4) 整流装置等	整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。		
(5) 蓄電池	1) 類種 ■ 鉛蓄電池 (・H.S ■ M.S.E ■ 長寿命形M.S.E) ■ アルカリ蓄電池 (・A.H ■ A.M.H) 2) 最低蓄電池温度 ■ 5°C ■ 15°C ■ 25°C ■ -5°C ■ () °C		
(6) 性能	停電賠償時間 ()		
8. 電力平準化用蓄電設備			
(1) 用途	()		
(2) 機能	・ピークシフト機能 ■ ピークカット機能 ■ 商用停電時のバックアップ機能		
(3) 蓄電池	1) 類種 ■ リチウム二次電池 ■ 鉛蓄電池 ■ ニッケル水素蓄電池		
(4) 性能	1) 交流入出力電気方式 ■ 三相3線式 (・200V ■ 100V ■ 50Hz) ■ 単相2線式 (200V/100V) ■ 单相2線式 (・200V ■ 100V ■ 60Hz) 2) 自立運転 ■ する ■ しない 3) 系統連系 ■ する ■ しない 4) 計測表示 ① 測定方法 ■ 電位差計方式 ■ 電圧降下法 ② 測定期回数 ■ 3回 ■ () 回 5) 遠方監視接点 ■ 設けない ■ 設ける (詳細は別図による) 6) 配管用遮断器の定格遮断容量は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系に流れる短絡電流の値以上とする。		
(5) 計測表示	遠方監視用接点 ■ 設けない ■ 設ける (詳細は別図による)		
(6) 状態・警報表示	移報用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。		
9. 分電盤	仕様詳細は別図による。		
【発電設備】			
10. 燃料式発電設備			
(1) 用途	1) 用途 ■ 防災電源兼用 (防災認定品) ■ 防災電源兼用 (防災認定品) ■ 一般用 2) 区分 ■ 常用 ■ 非常用		
(2) 設置場所	・屋内 ■ 屋外 (・普通地域 ■ 露天地域)		
(3) 機器	・発電装置 ■ 燃料槽 ■ 給油ポンプ ■ 給油ボックス ■ 燃料ボックスタンク		
(4) 発電装置	1) 種類 ■ ディーゼル発電装置 ■ ガソリンエンジン発電装置 ■ ガスタービン発電装置 2) 形式 ■ 簡易形 ■ オーバン式 ■ キュービカル式 (・8.5dB(A)/m ■ 7.5dB(A)/m) 3) 始動時間 (停電復旧) ■ 10秒以内 ■ 40秒以内 ■ 1分以内 4) 連続運転時間 ■ 2時間以上 ■ 10時間以上 ■ 24時間以上 ■ 72時間以上 5) 定格周波数 ■ 60Hz 6) 原動機 ① 定格出力 ■ () kW ■ 60kW以上 ■ () pA 以上 ② 冷却方式 ■ ラジエターワーク ■ 冷却水循環式 ■ その他 () 7) 電気機器 ① 电压 ■ 三相3線式 (・6.6kV ■ 200V ■ 50Hz) ② 频率 ■ 50Hz 8) 燃料槽 ① 種類 ■ 精油 ■ 火油 ■ A重油 ■ その他の () ② 小型外接油槽 ■ 準タンク ■ リットル ■ 主燃料槽 (・) リットル 9) 給油ポンプ ① 給油方式 ■ 直列式 ■ 断路器式 ■ 電磁式 ■ その他 () ② 給油装置 ■ 連続形 ■ 開放形 ■ 開放形配油盤 ■ その他 () 10) 基礎 ① 本工事 (・21N/mm ² ■ 1.8N/mm ²) ■ 别途工事 ■ 既設利用 ■ その他 ()		
11. 太陽光発電設備			
(1) 機器	・太陽電池アレイ ■ パワーコンディショナ ■ 系統連系保護装置 ■ 接		

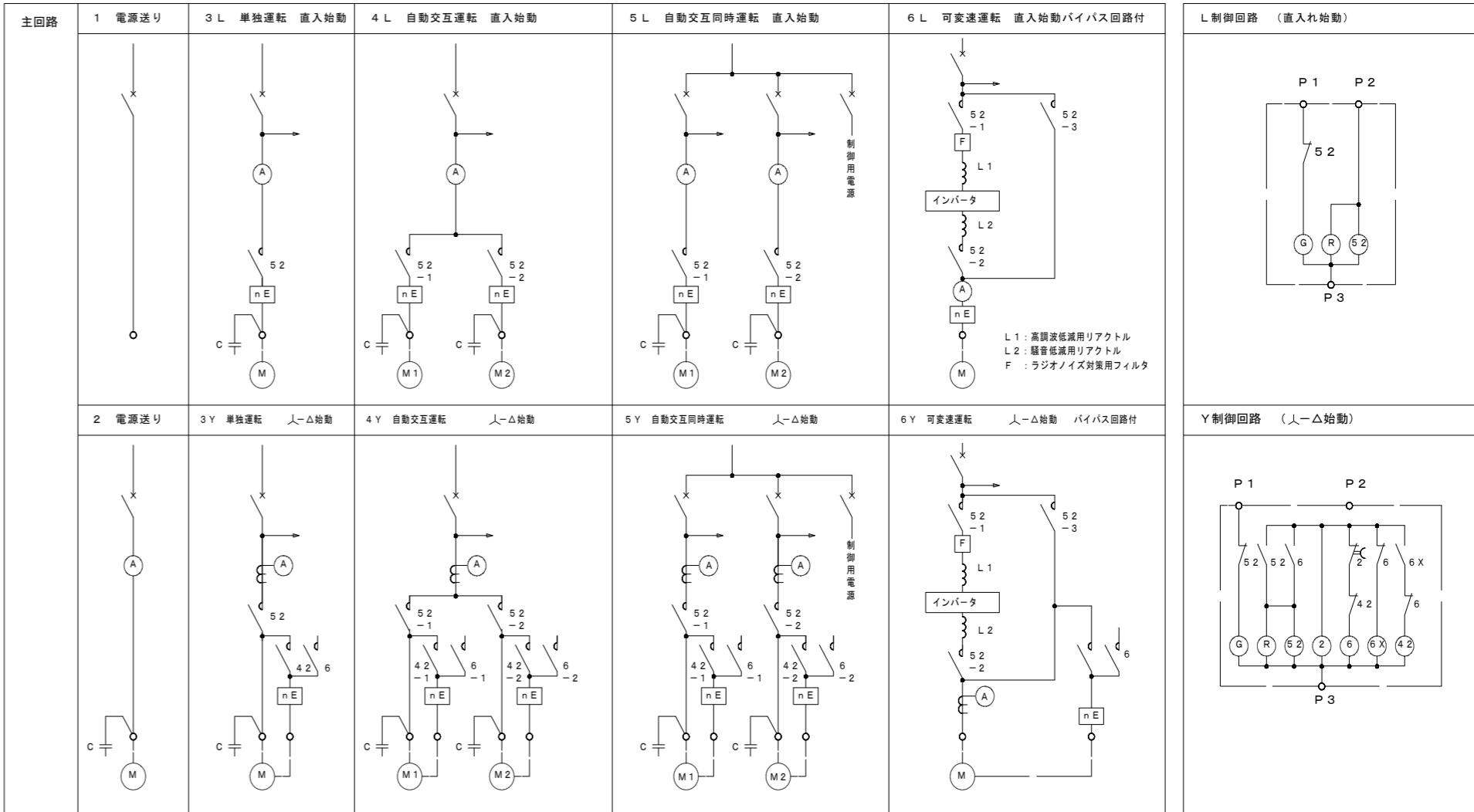
17. 映像・音響設備	
(1) 設備	・映像機器
(2) 映像機器	1) 表示機器 ・ブリッケタ（・前面投射式・背面投射式） ・スクリーン上装置（・その他（手動式・手動式）） ・液晶ディスプレイ
	2) 付属機器 ・録画再生装置（・H D D ・Blu-ray/D V D ・その他（）） ・テレビチューナー（・U H F ・B S ・C S ・その他（）） ・カラーバッソ
(3) 音響機器	1) 増幅器 ① 出力（W） ② 方式（ステレオ・モノラル） ③ 出カインピーダンス・Lo形・Hi形
	2) 付属機器 ・グラフィックコライザ・オーディオミキサー・電源制御器 ・録画再生装置（・C D ・メモリーディスク・その他（）） ・有線マイクロホン・無線マイクロホン（・電波式（アナログ・デジタル）・赤外線式） ・その他の機器（）
(4) 操作装置	3) スピーカ ・天井分散配方式・集中配置方式・併用方式・その他（）
18. 拡声設備	1) 形状 ・卓型・キャビネットラック型・その他（） 2) 設置 ・固定式・可動式・その他（）
(1) 機器	・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカ・その他（）
(2) 増幅器	・非常放送用（仕様は非常放送装置を参照） ・専用出力（W） 出カインピーダンス・Lo形・Hi形
(3) 付属機器	・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器 ・録画再生装置（・C D ・メモリーディスク・その他（）） ・アナウンスレコーダ（・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイム） ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン（・電波式（アナログ・デジタル）・赤外線式） ・ラジオナラーナー（・FM・AM・その他（）） ・スピーカ代替装置・その他の機器（）
(4) 操作装置	4) スピーカ ・卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他（）
(5) スピーカ	5) 非常放送用（仕様は非常放送装置を参照） ・専用出力（W） ・インピーダンス・Lo形・Hi形 設置場所・屋内・屋外・その他（）
19. 誘導支援設備	6) 音声誘導装置 ・音声誘導装置・インターホン・トイレ等呼出装置
(1) 設備	1) 接受方式 ・磁気式・無線式・画像認識式・その他（） 2) 設置場所 ・屋内・防雨形・屋内
(2) 音声誘導装置	3) 機能 ・自動火災警報装置より火災警報音を受信した場合停止する ・タイマスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他（）
	4) 機器 ・制御装置・送信機・受信機・その他の機器（） 5) 制御装置 ・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他（） 6) 送信機 ・壁掛型・卓上形・埋込形・その他（） 7) 受信機 ・スピーカ方式・イヤホン式・その他（）
(3) インターホン	1) 用途 ・内部受用・外部受用・夜間訪問用・身体障害者用・保守用 ・その他（） 2) 機能 ・音声通話・映像モニタ 3) 通話網 ・親子式・相互式・複合式 4) 連絡方式 ・同居連絡式・交互通話式・その他（） 5) 機器 ・親機・子機 ①形状 ・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他（） ②送受話器 ・電話機形・マイク形・その他（） 7) 子機 ①形状 ・壁掛型・卓上形・埋込形・マイク形・その他（） ②送受話器 ・電話機形・マイク形・その他（）
(4) トイレ等呼出装置	1) 用途 ・トイレ呼出・受付呼出・非常通報 ・その他（） 2) 機器 ・親機・呼出ロイッチ・警報装置・その他（） 3) 壁掛型 ・卓上形・複合盤組込・その他（） 4) 呼出スイッチ ・押ボタ式・紐式・その他（） 5) 警報装置 ・光・音声・ブザー・ベル・その他（）
20. テレビ共同受信設備	6) 電視受信機 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・C A T V ・その他（）
(1) 受信放送	7) 機器 ・増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器収容箱・アンテナ
(2) 機器	8) アンテナ 1) 放送 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・その他（） 2) マスト ・地上波用（・背面取付・自立・既設利用・その他（）） ・衛星用（・背面取付・自立・既設利用・その他（）） ・その他（） 3) 自立用基礎 ・本工事・別途工事・既設利用・その他（）
21. テレビ電波障害防除設備	9) 戸 （）戸
(1) 対象戸数	10) 機器 ・増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器収容箱・アンテナ ・ヘッドエンド装置・その他（）
(2) 機器	11) アンテナ 1) 放送 ・U H F ・B S ・C S ・F M ・その他（） 2) マスト ・地上波用（・背面取付・自立・既設利用・その他（）） ・衛星用（・背面取付・自立・既設利用・その他（）） ・その他（） 3) 自立用基礎 ・本工事・別途工事・既設利用・その他（）
(3) アンテナ	12) レシーバー ・アンテナ送信方式・ネットワーク伝送方式・その他（）
22. 監視カメラ設備	13) カメラ ・カメラ・ミニタ装置・録画装置・ハウジング・旋回装置 ・その他（）
(1) 機器	14) 伝送方式 ・アナログ伝送方式・ネットワーク伝送方式・その他（）
(3) カメラ	15) 色方式 ・白黒・カラー 2) 駆動方式 ・固定式・遠隔可動式 3) 摄影条件 ・昼間・薄明・夜間 4) 設置場所 ・屋内・屋外・その他（）
(4) モニタ装置	16) 色方式 ・白黒・カラー 2) モニタ ・液晶・P C ・その他（） 3) 設置 ・自立型・卓上型・壁掛型・その他（）
(5) 録画装置	1) 記憶媒体 ・デジタル記憶媒体とす。 2) 記憶容量 3) 時刻補正機能 ・F M 放送受信（・アンテナ設置・既設利用） ・長波標準電波受信（・アンテナ設置・既設利用） ・その他（）
23. 駐車場管制設備	17) 駐車場管理装置 ・管制盤・操作装置 ・その他（）
(1) 機器	18) 信号灯・警報灯 ・ブルーライト（・前面投射式・反射式・反射ストライプ・透過形） ・その他（）
(2) 管制盤	19) 方式 ・赤外線式・超音波センサ・ループコイル式・その他（）
(3) 検知器	20) 探知器外装 ・スチール・ステンレス・鋼製
	21) 探知対象範囲 ・4輪駆動車以上
	22) 探知対象速度 ・2~40 km/h・その他（）
(4) 信号灯・警報灯	23) 方式 ・発光ダイオード式・その他（） 2) 音 ・音・音チャイム・音ゲート・その他（） 3) 外殻 ・ステンレス製・鋼製
(5) 発券機	24) 発行券 ・磁気式・ICカード式・その他（） 2) 発券方式 ・入場時発行・事前発行・その他（）
(6) カーゲート	25) パーミー（・グラスファイバー製・アルミ製・鋼製（防錆処理）） ・その他（）
24. 防犯・入退室管理設備	26) 防犯装置 ・防犯装置・入退室管理装置
(1) 設備	1) 機器 ・センサ・制御装置・その他（）
(2) 防犯装置	2) センサ ・パシフィセント・赤外線センサ・画像センサ・マグネットセンサ 3) 制御装置 ① 形式 ・セミ・自立型・壁掛け・卓上型・複合盤組込・その他（） ② 時刻補正機能 ・F M 放送受信（・アンテナ設置・既設利用） ・長波標準電波受信（・アンテナ設置・既設利用） ・その他（）
	4) 機能 ・警報・記録・監視カラーモーション・センサ入射制御 ・その他（）
(3) 入退室管理装置	5) 機器 ・制御装置・認識部・電気盤・電気設備工事・別途工事・既設利用 セキユリティドア（・セキュリティドア・セキュリティ） 6) 制御装置 ① 形式 ・セミ・自立型・壁掛け・卓上型・複合盤組込・その他（） ② 時刻補正機能 ・F M 放送受信（・アンテナ設置・既設利用） ・長波標準電波受信（・アンテナ設置・既設利用） ・その他（）
	7) 機能 ・施設監視制御・許可・不許可設定・設定データバックアップ機能・こじ開け警報の搭載が必須とする。 ・特記機能 ・施設監視制御・スケジュール設定制御・記録機能・照明空調制御 ・防犯犯行監視ショット・暗証番号・磁気カード・ICカード
25. 自動火災警報設備	8) セキュリティゲート 仕様詳細は別図による。
(1) 機器	9) 機器 ・受信機・副受信機（表示装置）・中継器・発信機・感知器 ・その他（）
(2) 受信機	10) 型式 ・P型1級・P型2級・R型 1) 回線数 ・（）回線・（）アドレス
	2) 試験機能 ・自動試験機能・遠隔試験機能
	3) 盤形式 ・複合盤組込・自立型・壁掛け・その他（）
(3) 副受信機 (表示装置)	4) 壁形式 1) 形式 ・セミ・回線・（）アドレス 2) 回線数 ・（）回線・（）アドレス
	3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
(4) 中継器	4) 機器 ・自動試験機能・遠隔試験機能
(5) 発信機	5) 型式 ・アドレス付・P型1級・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動特記有り場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
	3) 設置 ・単独設置・機器収容箱に組込・消火栓ボックス（別途）に組込
(6) 感知器	4) 機器 ・アドレス付・一般型 1) 型式 ・アドレス付・一般型 2) 種類 ・熱感知器・煙感知器・炎感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能・遠隔試験機能
	4) 設置場所 ・屋内・一般・防水・防爆・防食・その他（）
	5) 機器 ・アドレス付・一般型 1) 型式 ・アドレス付・一般型 2) 種類 ・熱感知器・煙感知器・炎感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能・遠隔試験機能
	6) 錫鉄蓋 1) 錫鉄蓋の印は「弱電」・電力又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
	7) 地中ケーブル保護材料 1) 種類 ・F E P ・G L T （P E ライニング管）・V E ・H I V E ・S G P 2) 標示杭種類 ・コンクリート製・鐵製（アスファルト部分） 3) 埋設標識シート ・2倍長・その他（） 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。
26. 自動閉鎖設備	8) 駆動制御器 ・感知器・自動閉鎖装置・自動開錠装置
(1) 機器	9) 駆動制御器 ・防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー・非常口等の扉 ・その他（）
(2) 駆動制御器	10) 回線数 ・（）回線・（）回線・（）回路
	11) 設置 ・単独・壁掛け・自立型・火災受信機等との複合盤
(3) 感知器	12) 型式 ・アドレス付・一般型 1) 型式 ・アドレス付・一般型 2) 種類 ・煙感知器・火災感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能・遠隔試験機能
	4) 設置場所 ・屋内・一般・防水・防爆・防食・その他（）
(4) 自動閉鎖装置	13) 方式 ・電磁式・ラッチ式・その他（） 1) 方式 ・電磁式・ラッチ式・その他（） 2) 施工 ・本工事（・建築工事・電気設備工事）・別途工事・既設利用・その他（）
(5) 自動開錠装置	14) 方式 ・電気錠・その他（） 1) 方式 ・電気錠・その他（） 2) 施工 ・本工事（・建築工事・電気設備工事）・別途工事・既設利用・その他（）
27. 非常警報設備	15) 備考 ・非常放送装置 1) 機器 ・非常ペル・非常ベル・表示灯・スピーカ・非常リモコンマイク ・その他（）
(1) 設備	2) 機器 ・出力（W） ① 出カインピーダンス・Lo形・Hi形 ③ 形式 ・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛け・その他（） ④ 能力 ・マイク放送・自動火災警報設備連動放送・緊急地震速報設備連動放送
(2) 非常放送装置	5) 用途 ・非常放送用 1) 機器 ・ガス漏れ火災警報設備 ① 出力（W） ② 出カインピーダンス・Lo形・Hi形 ③ 形式 ・ロングラック型・壁掛け・自立型・火災警報機などの複合盤
	4) スピーカ ① 組立・1 W ・3 W ・（）W ② インピーダンス・Lo形・Hi形 ③ 設置場所 ・屋内・屋外・その他（） ④ 用途 ・ガス漏れ检测兼用・非常放送専用
	5) 非常用リモコンマイク 型式 ・壁掛け・ラック収納形・卓上形・その他（） 1) 機器 ・起動装置・非常ペル・表示灯・スピーカ・機器収容箱に組込・消火栓ボックス（別途）に組込
	28. ガス漏れ火災警報設備
(1) 機器	1) 機器 ・受信機・副受信機・中継器・検知器・警報器 ・その他（）
(2) 受信機	2) 機器 1) 回線数 ・（）回線・（）回線 3) 種類 ・都市ガス用・液化石油ガス用
	4) 設置 ・単独・壁掛け・自立型・火災警報機などの複合盤
(3) 副受信機	5) 機器 ・動作・単独（単独動作）・連動（受信機に伝送） 1) 機器 ・ガス検知出力信号・電圧出力方式・無電圧接点方式
	2) 機器 ・定格電圧・A C 1 0 0 V ・D C 2 4 V （受信機等から供給）・その他（） 3) ガス検知出力信号
(4) 検知器	4) 機器 ・動作・単独（単独動作）・連動（受信機に伝送） 1) 機器 ・ガス検知出力信号・電圧出力方式・無電圧接点方式
29. 中央監視制御設備	5) 機器 ・運動設備・受電設備・発電設備・火災警報設備 ・その他（）
(1) 機器	6) 既設との取り合い ・無し・盤改造・配線接続・その他（）
(2) 管制盤	7) 機器 ・監視操作装置・信号処理装置・記録装置・伝送装置・端末装置 ・その他（）
(3) 検知器	8) 機能 仕様詳細は別図による。
	9) 機器 1) 形式 ・壁掛型・自立型・卓型・ラック型・卓上型・その他（） 2) 設置 ・単独・監視操作装置に組込
(4) 信号灯・警報灯	3) 設置 1) 形式 ・壁掛型・自立型・卓型・ラック型・卓上型・その他（） 2) 設置 ・単独・監視操作装置に組込
(5) 発券機	4) 機器 1) 形式 ・壁掛型・卓上型・卓型・ラック型・卓上型・その他（） 2) 設置 ・単独・監視操作装置に組込
(6) カーゲート	5) 機器 1) 形式 ・壁掛型・卓上型・卓型・ラック型・卓上型・その他（） 2) 設置 ・単独・監視操作装置に組込
30. 非接地電源用分電盤	6) 機器 1) 形式 ・壁掛型・卓上型・卓型・ラック型・卓上型・その他（） 2) 設置 ・単独・監視操作装置に組込
(1) 機器	7) 機器 ・絶縁変圧器・絶縁監視装置・電流監視装置・医用接地センタボディ ・その他（）
	8) 機器 仕様詳細は別図による。
31. ナースコール設備	9) 機器 1) 形式 ・基本形ナースコール装置・携帯形ナースコール装置・情報表示形ナースコール装置・病床ユニット 仕様詳細は別図による。
(1) 機器	10) 機器 ・セミ
	11) 機器 ・ガラス破壊センサ・赤外線センサ・画像センサ・マグネットセンサ ・その他（）
(2) 機器	12) 機器 ・セミ
	13) 機器 ・ガラス破壊センサ・赤外線センサ・画像センサ・マグネットセンサ ・その他（）
(3) 入退室管理装置	14) 機器 ・セミ
	15) 機器 ・セミ
	16) 機器 ・セミ
	17) 機器 ・セミ
	18) 機器 ・セミ
	19) 機器 ・セミ
	20) 機器 ・セミ
	21) 機器 ・セミ
	22) 機器 ・セミ
	23) 機器 ・セミ
	24) 機器 ・セミ
	25) 機器 ・セミ
	26) 機器 ・セミ
	27) 機器 ・セミ
	28) 機器 ・セミ
	29) 機器 ・セミ
	30) 機器 ・セミ
	31) 機器 ・セミ
	32) 機器 ・セミ
	33) 機器 ・セミ
</	



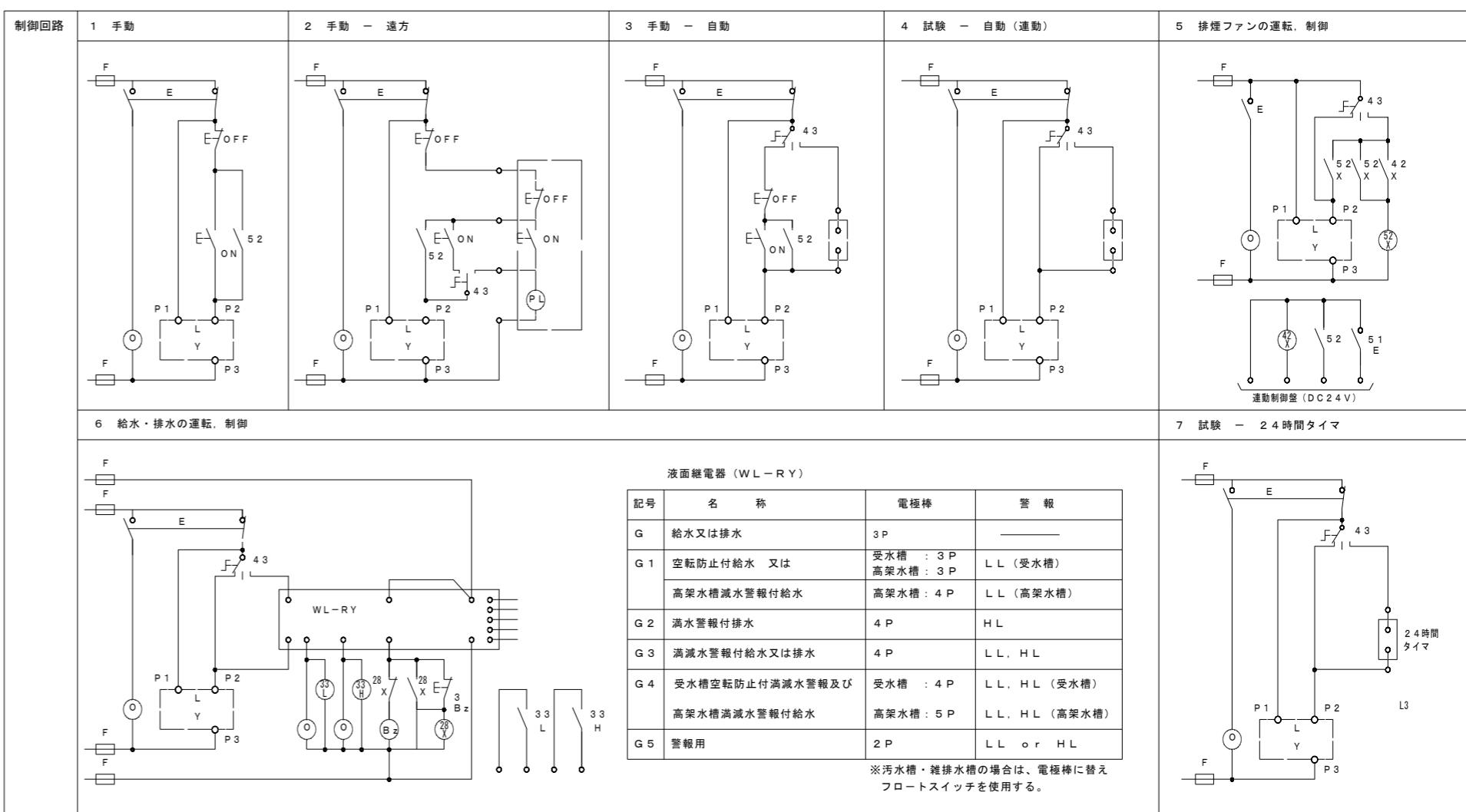
動力制御盤表

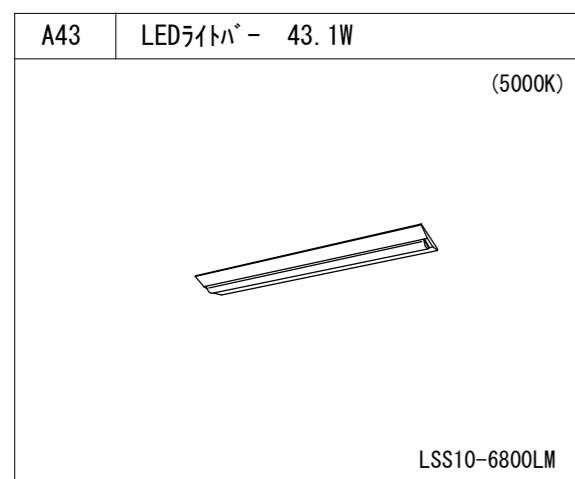


基本回路図および基本制御回路図



始動回路

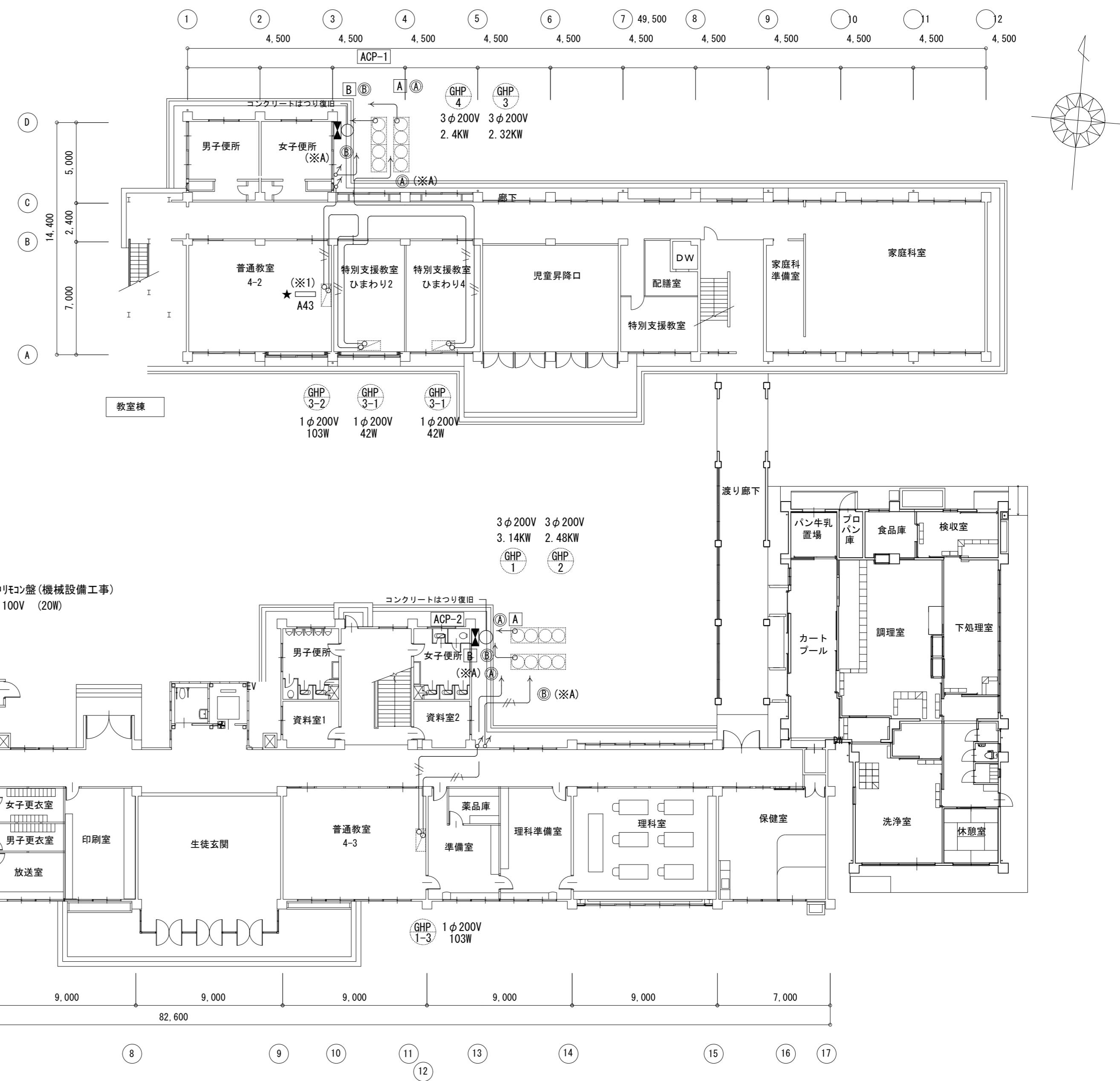


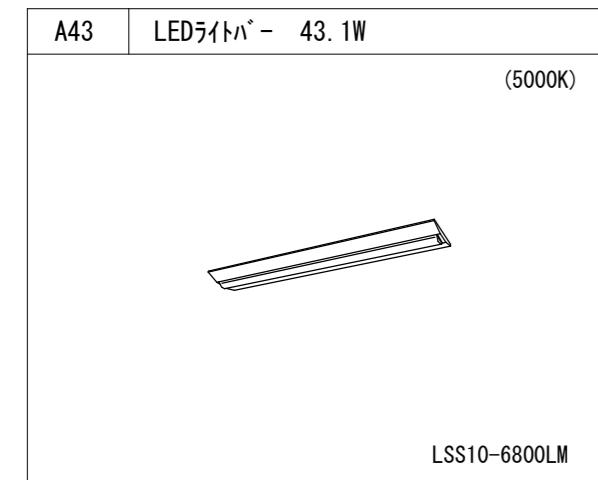


(※A) 室内機電源は冷媒管共巻きにて室外機に入り
室外機電源用配管にて盤内引込とする

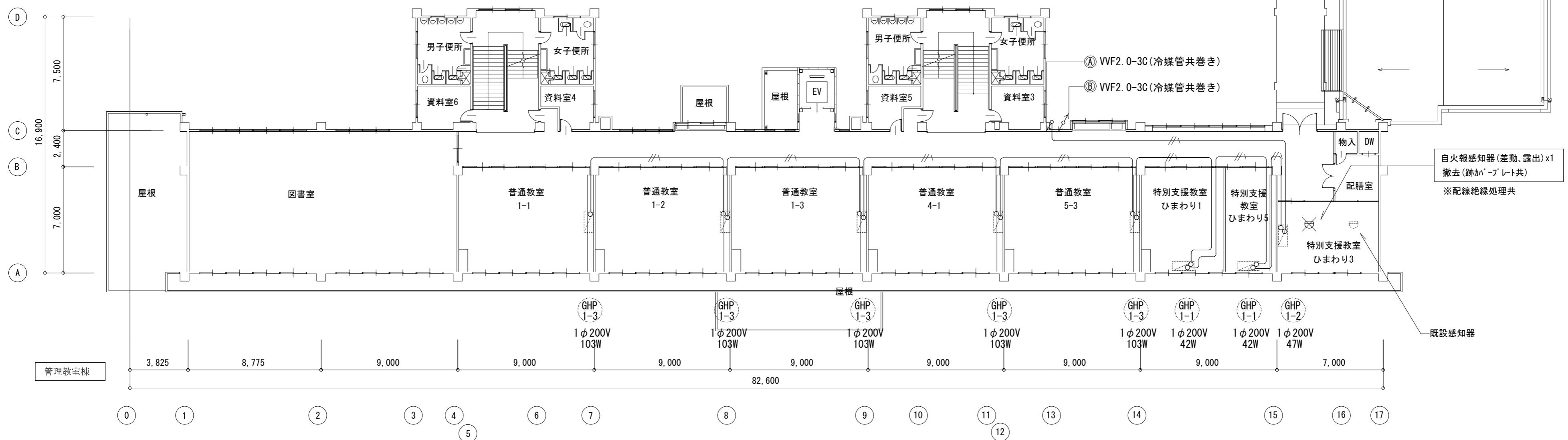
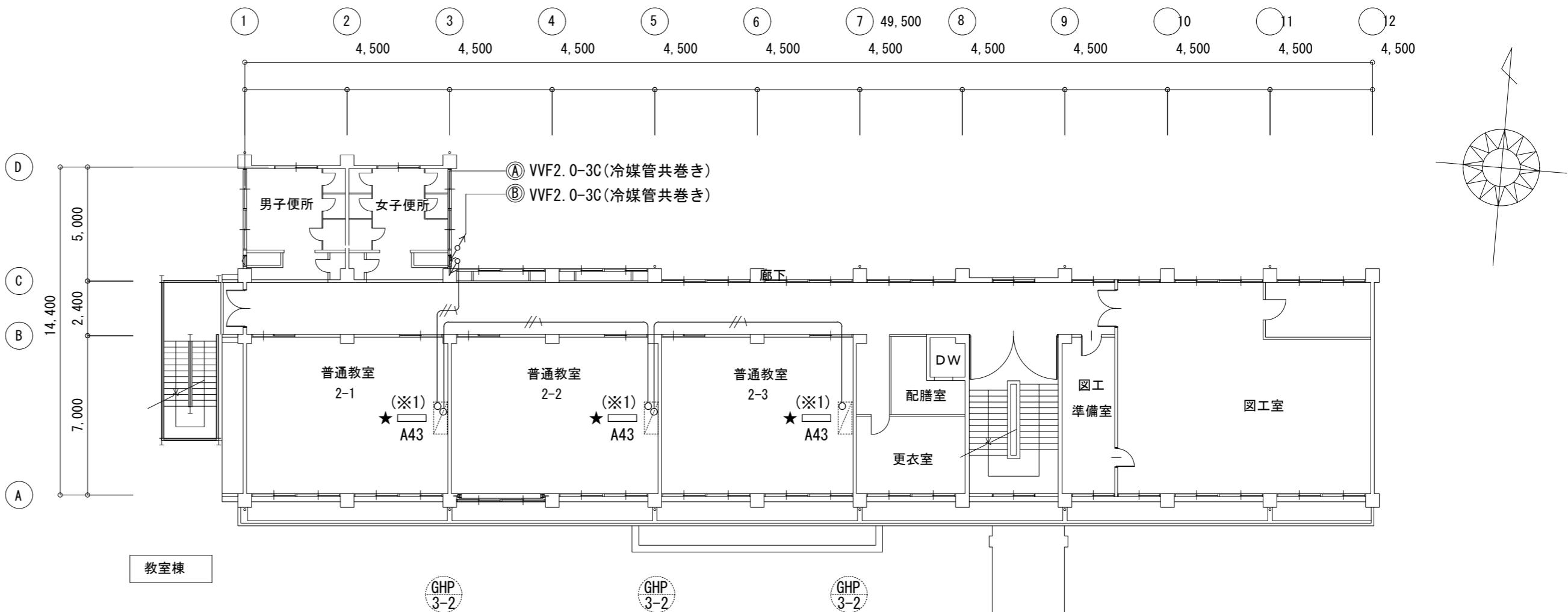
(※1) 既設照明器具 FL40Wx1 直付x2台 撤去し、
A43x1台取付(撤去跡かバーフレート取付 共)

// VVF2.0-3C(1C,E)
(※冷媒管同一路は冷媒管共巻きとする)
※3φ負荷配線は分電盤表 参照
(再):既設品一時取り外し、再取付を示す
★:既設配線と接続を示す
◇:1種金属線び(A型)保護を示す

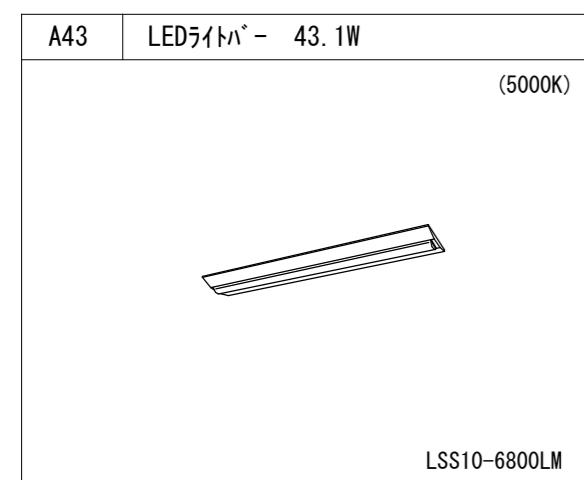




(※1) 既設照明器具 FL40Wx1 直付x2台 撤去し、
A43x1台取付(撤去跡カバーボード取付 共)
VVF2.0-3C(1C,E)
(※冷媒管同一路は冷媒管共巻きとする)
★:既設配線と接続を示す



2階平面図 S: 1/200



(※1) 既設照明器具 FL40Wx1 直付x2台 撤去し、
A43x1台取付(撤去跡かべーリート取付 共)

——//—— VVF2.0-3C(1C,E)
(※冷媒管同一路は冷媒管共巻きとする)

★:既設配線と接続を示す

